

厚生常任委員会

平成20年2月20日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	小林 誠
吉野 俊明	西谷 剛周	木田 守彦
中川議長		

2. 理事者出席者

副 町 長	芳村 是	総 務 部 長	池田 善紀
住民生活部長	西本 喜一	福 祉 課 長	西川 肇
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
健康推進課長	植村 俊彦	同 課 長 補 佐	猪川 恭弘
同 課 長 補 佐	増井つゆ子	環 境 対 策 課 長	乾 善亮
同 課 長 補 佐	栗本 公生	住 民 課 長	清水 昭雄

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 辻委員、小林委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日は、町長が出張されておりますので、副町長のご挨拶をお受けしたいと思います。 芳村副町長。

（ 副町長挨拶 ）

委員長

ありがとうございました。

それでは最初に本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

署名委員には、辻委員、小林委員のお二人を指名いたします。

お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに1. 継続審査案件でございます（仮称）総合福祉会館の整備、運営に関するることについてを議題といたします。

なお、この案件につきましては、引き続きまして、2番目の3月定例会の付議予定議案についてのところに、条例が上がっております。また規則などもそれに伴って担当者の方で作られておる状況にございますので、それらも併せまして、この案件に関わることで、説明を担当の方からしていただきたいという風に思いますので、理事者の報告を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長

（仮称）総合福祉会館の整備、運営に関することについて、前回委員会後の事業進捗状況等の報告をさせていただきます。

まず、建築工事でございますが、現在、建物本体の大きなコンクリートの打設工事が終わっております。2月中旬頃からは一部内装工事に現在取りかかっている状況でございます。また、機械、電気設備工事につきましては、建築工事に伴います設備配管等の工事を行っており、2月19日現在、昨日現在でございますが、工事進捗率としましては55%となっております。平成20年5月28日の完成を目指しまして、概ね順調に工事を進めているところでございます。

また、管理及び運営につきましては、(仮称)総合福祉会館の完成後、多くの町民の方に公平かつ適正に利用していただくため、総合福祉会館の円滑な運営をしていくため、検討していただくために、(仮称)総合福祉会館運営会議を3回開催しております。委員のご意見を参考にしながら色々検討していただいたところでございます。

まず、1回目の運営会議であります。前回の12月の委員会でも報告させていただきましたとおり、12月10日に開催いたしまして、運営の方針をお示ししまして、ご意見をいただいたところでございます。

次に、2回目の運営会議は、1月29日に開催いたしました。1回目に引き続きまして、運営についてのご意見をいただくとともに、条例及び規則の骨子につきましても、提案をさせていただいて、説明し、ご意見をいただいたところでございます。

いただいたご意見の中には、使用料の減免及び還付について、また物品販売等について、また館内での飲食についてというご意見をいただいたところでございます。これらのいただいたご意見を参考にいたしまして、法令審査会で審議をいたしまして、条例の素案及び条例施行規則の素案を作成いたしまして、3回目の運営会議2月14日に開催いたしましたが、その条例の素案、規則の素案をお示しして、ご意見をいただいたところです。委員のみなさんからは、別段前のご意見をいただいた以上にご意見もなく、この条例(案)を3月議会でご審議いただくため、今現在、町の委員会でお示しする予定となっております。

また、（仮称）総合福祉会館の愛称につきまして、健康、福祉の拠点として、多くの町民のみなさんに愛され親しまれ、ご利用していただけるような愛称を付けるため12月広報で募集をしておりました。応募の締め切りが終わりまして、24件の応募があったところでございまして、運営委員会において選考を行っていただいたところでございます。

選考につきましては、まず絞込みを委員の皆様から色々議論をいただきながら、絞込みをしていただきました。その絞込みをするのには募集要綱による絞込みということで、文字数でありますとか、色々要綱に記載しておりますもので絞込みを行っていただきました。また次の二段階目としましては、斑鳩らしさを強調する名前であった方がいい、また「斑鳩」という漢字を使った名称がいいんじゃないか、また読みにくい字を用いていないものという形でまた絞込みをしていただきました。三点目といたしまして、保健・福祉の施設として想像できる、名前からそういう施設として想像できるものがないのではないかということで色々議論をいただいたところでございます。最終的に愛称として選考されましたのは、「生き生きプラザ斑鳩」という愛称ということで選考していただいたところでございます。

また、今回の運営委員会につきましては、3月末頃、まだ日にちは未定でございますが、現地視察を行いまして、施設を見ていただいて、さらに運営についてのご意見をいただきたいという風に考えております。

今後もこの事業の進捗状況の報告、また完成後の運営につきましては、議会にご相談しながら、より良い施設の建設と運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、3月定例会の付議予定議案の関係に入らせていただきます。

まず、斑鳩町総合保健福祉会館条例についてでございます。条例の説明をさせていただく前に、この（仮称）総合福祉会館、今の名称でございますが、その正式名称といたしまして、今お示ししています斑鳩町総合保健福祉会館という正式名称とさせていただきます。これ

につきましては、住民の健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的に保健福祉活動の拠点となる施設であることから、正式名称として「斑鳩町総合保健福祉会館」という名称にさせていただいているところでございますので、よろしくご理解の程お願いいたします。

次、先に、ご報告させていただきましたとおり、次に説明いたします条例案、または規則案につきましては、総合福祉会館運営会議において、ご意見をいただき、その案を取りまとめていくところでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは説明に入らせていただきます。

まず、資料1-1でございます。資料1には1と2、2つございます。1は条例、2は規則という形になっておりますのでよろしくお願いいたします。まず、資料1-1、斑鳩町総合保健福祉会館条例（案）について、ご説明させていただきます。

この斑鳩町総合保健福祉会館条例（案）についてでございますが、第1条から第17条の条項となっております。1条から順次ご説明させていただきますと思います。簡単ではございますが、ご説明させていただきますと思います。

第1条では、設置及び目的について、規定しております。斑鳩町総合保健福祉会館の設置及び目的ということで規定しております。

第2条でございますが、名称及び位置についてでございます。会館の名称及び愛称、位置の規定でございます。名称につきましては、先程説明させていただきました、「斑鳩町総合保健福祉会館」としております。また、愛称につきましては、「生き生きプラザ斑鳩」という名称にしております。また、位置につきましては、斑鳩町小吉田1丁目12番35号となっております。

第3条でございますが、開館日及び開館時間についての規定でございます。この時間につきましては、後程ご説明させていただきます規則の中で、出てきておりますので、ここでは省略させていただきます。

第4条でございます。会館に置く施設及び目的を達成するために会館で行う業務の規定ということとなっております。1号から7号まで

の施設を第1項で表しております。1号では保健センター、2号では地域包括支援センター、3号では地域子育て支援センター、この3号につきましては、子育てルーム、養育ルームというものがこの施設の中でございますが、この両ルームを利用いたしまして、斑鳩町の子育てを支援していくセンターとして新たに設置していく考えでございまして、ここにその施設を記載させていただいております。4号には介護浴室、歩行浴室、5号には会議室、大会議室、視聴覚室、6号には事務室、7号には機能回復訓練・軽作業コーナーその他の施設という形で規定させていただいております。

またその2項には会館で行われます業務について規定をさせていただいております。1号としまして、住民の健康の保持及び増進と健康意識の向上に関する事。2号としまして、地域福祉の推進に関する事。3号としまして、高齢者福祉の推進と社会参加の促進に関する事。4号としまして、障害者福祉の推進と社会参加の促進に関する事。5号としまして、児童福祉の推進と子育て支援の充実に関する事。6号としまして、その他会館の目的を達成するために必要な業務に関する事。としております。

第5条でございますが、会館を使用するものとして、原則として町内に居住する者と規定させていただいております。ただし、町長が特に必要と認める者についてはこの限りでないという規定も設けております。

第6条でございます。会館の利用者は、利用許可を受けなければならないという規定となっております。また、許可された事項を変更する時も許可を受けなければならないという規定を設けております。

また、許可をする場合には、会館の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる規定でございます。

第7条でございます。会館の利用を許可しない条件の規定となっております。1号から5号までの各規定を設けております。それらの規定に該当する時には許可をしないという条項でございます。

次に第8条でございます。利用者に対しまして、許可した事項を変

更、又は使用を制限し、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を停止することができる規定となっております。その項目としましては、1号から5号、該当する場合には、そういう使用許可の取り消し等を行っていく条項となっております。また、許可した事項を変更、制限、許可の取り消し、使用停止の場合においては、使用者の損害に対しては町は責めを負わない規定も設けております。

第9条でございます。使用者は、施設を使用する権利を他人に譲渡や目的以外に使用してはならない規定としております。

次に、第10条でございます。使用料の関係でございます。使用者は、使用許可を受ける際に別表に定める使用料を納付しなければならない規定としております。別表につきましては、次のページの、裏面でございますが、次のページの別表（第10条関係）、各室の料金表というものでございます。この料金につきましては、12月の委員会でご説明させていただきました料金となっておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

次に、第11条でございます。使用料の減免についての規定でございます。公益上必要な場合は、規則で定める特別な理由、後程この規則でまたご説明させていただきますが、定める特別な理由により使用料を減額や免除することができる規定としております。

第12条では、使用料は、還付しない規定としております。ただし、町長が規則で定める特別な理由、これもまた規則のところで説明させていただきますが、認めるときは、その全部や一部を還付することができる規定となっております。

第13条では、使用者は、施設の使用を終了したときや使用許可の取り消し等を受けたときは、速やかに使用した施設及び付帯設備を原状に回復しなければならないと規定しております。

第14条では、使用者は、その過失責任において、建物又は附属設備等を損傷、滅失したときは、これを原状に回復し又はその損害を賠償しなければならないと規定しております。

第15条でございますが、会館の秩序を乱し、若しくは乱すおそれ

がある者の入館を禁止し、退館を命じることができる規定としております

第16条でございますが、許可無く会館内において物品の販売その他商行為をすることはできない規定としております。

第17条、最後でございますが、この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める規定となっております。

また、付則の説明でございますが、施行期日等についてでございます。

この条例につきましては、3月議会に上程いたしまして、議決をいただきましたならば、公布を行いまして、平成20年9月1日の開館に向け、町民の皆様へ周知を行うこととしております。総合保健福祉会館の開館の予定につきましては、9月1日と考えております。5月28日の竣工が終わりまして、建築確認等の検査を現場で受けていきます。その後、備品の、また設備の調整等を行いまして、準備期間をとりまして、9月1日に開館を予定しております。また、その間に町民の皆様への周知も、議決後、交付を行いまして、周知を十分行い、万全を期していきたいと考えております。

また、条例の施行期日でございますが、9月1日としておりますが、会議室等の貸館業務の手続きがございますことから、一部の条項につきましては、7月1日から施行という風にさせていただいております。

また、今現在ございます斑鳩町福祉会館設置条例及び斑鳩町保健センター設置条例につきましては、平成20年の8月31日をもって廃止させていただきたいという風に考えております。

以上が条例の案の説明でございます。

続きまして、条例施行規則の案についてのご説明をさせていただきます。資料1-2をご覧くださいと思います。

この条例施行規則（案）につきましては、第1条から11条の条項となっております。

まず、第1条でございますが、この規則の目的について規定しております。斑鳩町総合保健福祉会館条例の施行に関し、必要な事項を定

めるという形で設定しております。

第2条でございますが、各施設の業務を規定しております。第2項、3項、4項というもので、主な業務を規定しているところでございます。2項としては、保健センターの事業、3項としては、地域包括支援センターの事業、4項としまして、地域子育て支援センターの事業をここで規定しております。

次に、第3条でございますが、会館の開館日及び開館時間を別表に定めるとおり規定しております。先程条例にありましたように、規則で開館日及び開館時間を規定しております。別表でございますが、2枚目、4ページでございますが、別表（第3条関係）ということで、開館日と開館時間を表にいたしまして、整理しているところでございます。これにつきましても、12月の委員会で概要等お示しする中で、ご説明させていただいたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

次に、第4条でございますが、条例第6条第1項の規定で、会館使用許可は、使用許可申請書を提出するとなっております。その申請書は、使用日の2箇月前から使用日前日までに提出しなければならないと規定いたしております。ただし、特別な理由がある場合にはそれを除外するという規定も設けております。

第5条でございます。今の、第4条の第1項の規定により申請書の提出があった場合、適当と認めるときは施設使用許可書を交付する規定となっております。

また、使用者が、やむを得ない事由によりまして会館を使用しなくなったときは、使用日の前日までに使用許可書を添えて施設使用取消申請書を提出し、承認を受けなければならないとしております。

第6条でございます。許可書の交付をいたしました後に、町の行事、公益的な必要な行事でございますが、が生じた場合は使用者に使用日を変更させることができる規定となっております。

第7条でございます。条例の第11条に規定する規則で定める特別な理由と使用料の減額、免除の規定となっております。1号から3号

までございまして、1号では、公共的団体であつて、町長が公益上適当と認めるものがその活動のために使用するときは、当該使用料の全額を免除するという規定でございまして。

第2号につきましては、登録団体要綱に基づく登録団体が自らの事業のために使用するときは、当該使用料の5割相当額を免除するという規定でございまして。

3号としまして、その他町長が公益上必要と認めるとき、町長が別に定める額という規定となっております。

この減免の項につきましては、前回の委員会におきましては、登録団体が、住民全体に対する事業を行うときには、全額を免除するという規定を説明させていただいたところでございまして。その後、色々検討いたしました結果、住民全体に対する事業というもの、なかなか判定しにくいということもございまして、公平を期すという意味から、登録団体が自らの事業のために使用するときは、一律で5割を減免していこうという考えでなつたものでございまして、本日ここにお示しさせていただいております。

第8条につきましては、使用料の還付について規定しております。条例第12条の規定にありましたように、規則で定める特別な理由というのがございまして、ここで規定をしております。1号から3号までの規定となっております。

1号につきましては、会館の管理運営等において、特に必要があるため町長が使用許可を取り消したときは、使用料を全額還付いたしますという規定でございまして。

2号につきましては、施設が災害その他の事故により使用できなくなつたとき、これにつきましても、使用料の全額を還付していきますということでございます。

3号としまして、その他町長が特にやむを得ない理由があると認めるときは使用料の全額又は一部を町の方で判断いたしまして、還付していきたいという規定でございまして。

第9条でございまして。申請等の受付時間を規定しております。開館

日の午前9時から午後9時30分まで受付時間として定めております。

第10条でございますが、開館の使用者の遵守事項の規定となっております。使用後に、また使用後には清掃いたしまして、原状回復を報告しなければならない規定としております。1号から10号までの遵守していただく項目をあげておりまして、それぞれ規定しているところでございます。

次に、第11条でございます。これにつきましては、この規則に定めるもののほか、開館の管理運営に必要な事項は、町長が定めるというものでございます。

最後でございますが、付則についての説明でございます。この規則の施行につきましては、9月1日としております。条例と同じように、会議室等の貸館業務手続きのために、一部の条項につきましては、7月1日の施行といたしております。

また、斑鳩町福祉会館設置条例施行規則及び斑鳩町保健センター設置条例施行規則がございますので、これにつきましても条例と合わせまして平成20年8月31日をもって廃止するという付則を設けております。

以上、簡単ではございますが、条例の施行規則（案）についてのご説明とさせていただきます。

なお、先に説明いたしました、斑鳩町総合保健福祉会館条例につきましては、3月議会に上程をいたしまして、ご審議いただきたいと考えておりますので、皆様にはご協力をまたよろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長

ただ今報告のありました継続審査案件並びにそれに伴います3月議会上程を予定されております斑鳩町総合保健福祉会館条例、またその条例に伴います施行規則などの説明を受けましたので、これらにつきまして、何か質疑やご意見がございましたらお受けしたいと思います。いかがですか。 木田委員。

木田委員 条例施行の案の方ですね。2条の地域保健に関する思想の普及と向上てこうなってますねけど、思想てどういうことなんですか。わかりやすくちょっと教えてもらいたいなと思って。こんなん利用するのに思想とかそんな事あんまりえろ関係ないんちゃうかなと思うねんけど、えらい難しい言葉使ってはるから、ちょっとわかりやすく説明してほしいと思います。施行規則の方ですよ。その2条の2項の(1)地域保健に関する思想の普及と向上て書いてますやろ。

委員長 この内容の説明をしていただき、そしてまたこの文言が適切なのかどうかというところですね。こういった所について、見解をお聞かせいただけたらと思いますが。

答弁はどなたでも結構です。できる方が答弁していただいたら結構かと思います。 西本住民生活部長。

住民生活 部長 この思想ということにつきましては、保健、健康に対しての重要性を啓発していく考え方と、こういう意味でございます。やはり健康の重要性というものを住民の方に持っていただきたい、このような意味から、この思想という言葉を使っております。

木田委員 それやったらもうちょっとこのわかりやすい、易しい言葉あんのとちゃうかなと思いまっせ。これ思想言うたらもう今あんまり使われな言葉やと思えますねけどね。だからそれをもうちょっとやらかく、わかるようにこう何か考え直してもろたらええんちゃうかなと、それは私の考えだけかどうか知りませんねけど、ちょっとわかりやすく何してほしいなと思いますねけど。

副町長 この条例には思想と書いてますけども。これは憲法によって思想、良心の自由というのが書いてございます。そういう中でですね、やはり保健に関する思想の普及と向上と、これは自由で向上普及していこ

うやないかということで解釈していただければなお結構やという風に
思います。

委員長

どうでしょうか。

(「わかりにくいけど、それしかしゃーないんやったら何やけど。」
との声あり)

委員長

ただ今の件に関しましては、木田委員の要望と、非常にわかりにく
いのではないかと、行政用語を一般の住民さんに使用したり、また説
明などする時に出来るだけ住民さんにわかりやすくということをこれ
までもずっと我々も言ってきておりますし、町の方もそれを実行して
いただいているという風に私も認識しているところですが、文言上、
こういう形で書かなければならないのであれば、木田委員も仕方がな
いかなとはおっしゃっていただいているんですが。出来るだけ、行政
が住民さんにわかりやすい説明ができる、わかりやすく表示ができる
ということが今後も望まれることであるという風には考えております
ので、それらにつきましても、今後、色々内部で検討される時も、こ
の点については、十分注意をしていっていただきたいという風に私か
らもお願いをしておきたいと思います。

他に委員さんの方でございますか。 吉野委員。

吉野委員

前にも言ったかと思うんですけども。この種の施設が各近隣にでき
ておりまして、斑鳩町が一番最後に現在進んでいる状況だろうと思い
ます。で、委員長主催の下に見学なんか行かまして、ほとんどこれど
こでもこれ成功してるなという例が見当たらなかった。それから、そ
の後、私もその都度その地域に行けば寄ってみたり、また豆山の郷、
風呂に入ってみたりしたんですけども。まあ一番、まあまあ合格の線
までいってるかなというのは、平群のプラザですね、あのクラスが一
応成功かなと、成功と言えるのかなと。どういう状態であれば一番こ

の施設が活用されてる状態なのかということをお聞かせ願いたいと思います。

住民生活
部長 この施設につきましては、やはり絶えず住民の方が集まっていた
きやすい場所、多くの住民の方がこの福祉について関心を持って
いただき、そして認識を高めていただいて、長生きをしていただく
ことから、たくさんの方が集まっていたら、この建物は建てた
意義があるのではないかなど、このように考えております。

吉野委員 今まで3回これについての会議を開かれたそうなんですが、そこで
他の地域の例と、斑鳩の場合とではここが違うと、こういう失敗例に
関してはこういう方向で行くんだというような斑鳩町独自のものとい
うのはこの条例案の中にもありますでしょうか。ここが他とは違うん
だという。

委員長 今、委員の方から非常に難しい質問がなされてると思いますが、担
当におかれましても、独自に色んな所へ視察にも出向かれたり、勉強
もしてきていただいているとは思いますが、今後、この斑鳩町総合保健
福祉会館が成功裏に終わる、住民の皆さんの健康福祉に十分寄与でき
るものであるという風にしていくために、どういう点に気を使ってい
るか、またよその失敗例なども参考にして、どういう風に、ここだけ
は気を付けたい、ここだけはやりたいという何かそういうような斑鳩
町らしいものっていうものがあるのかどうかということをお尋ねにな
っている風には思うんですが。それらについて、担当の方で色々
ご協議なさった内容などがあれば、ここの委員会の方でまたお示しし
ていただければと思うんですが。 芳村副町長。

副町長 こうして多くの住民の協力を得て、現在、総合保健福祉会館が建築
中でございます。いわゆるよく言われます、仏を作って魂を入れなけ
れば何もなりません。この魂を入れるのは住民に対する意見、また住

民さんへの要望を十分町として認識をし、そしてここに、施設に入れていくと。これによって大きな、この会館が、大きな成果が出てくるのではないかと思います。今、吉野委員がおっしゃいましたように、それぞれの市町村の方々のものの考え方は違います。これは隣の三郷であれ、平群であれ、王寺であれ、多く違う場合もあるわけです。こういう中でその地域のニーズに合った施設をつくっていくというのがやっぱりこれから必要であろうと。いずれにいたしましても、町としては、この大きな費用を使って、そして建設した施設をですね、これは有効に使っていかなければ、住民に申し訳ないと、このように思います。そうした中では、やはり住民の意見、また要望を十分聞きながら、出来るものは取り入れ、そして対応していくと、そして立派な施設にしていくと、このように考えていますので。他の町村は他の町村でやっております。斑鳩町は斑鳩町の住民に対する一番良い方法をもってやっていきたいと、このように思います。

吉野委員

おそらくこの条例案とか条例施行規則とかは色んなものを参考にしておられたんだろうと思います。斑鳩町独自のものという、特別はもしかしたらそういう意味ではないのかもしれませんが。現状の大きな工事が進行してるんだけど、あれは何なのかという質問をよく住民からいただきます。これはこういうものですよと説明しますけれども、ほんとうその知らない人が多いんですよ。何やってるのかということ。これ広報というものを読むか読まないか、その辺だろうとは思いますが。一つ、広報の、今日、担当の方は来られてないと思うんですけども。たくさん広報していただきまして、こういうものができるんですよと、こういう風に利用していただきたいものなんですよということを、おざなりじゃなくて、熱意を込めて、町側は住民に説明していただきたい。そうしないと、よその例とおなじような失敗例というか、人をわざわざバスやなんかで集めてきて、そうした場合はそういうハコモノは失敗だと、自然に集まるようなハコモノでなければならないとよく言われますけれども、なるべく自然に住民が集ま

ってくるようなものにする、それにはまず広報が大事だろうと思います。広報をしっかりとやっていただきたいとこのように思います。以上です。

副町長　この今ご指摘を受けておる、住民が知らないということについては、よりPRすると、これしかないと思うんですが。あくまでも2万8,500人の住民全てが知り得るとするのは非常に難しい。あくまでも今ご指摘のように、我々がPRする広報等読んでいただく中で、やはりあの場所を総合福祉会館であるということを知っていただくと、これからもPRしてまりたいと、このように考えております。

委員長　ほかにございますか。　議長。

議　長　すいません、規則の中で、申請日に関することとお聞きいたしますが、使用日の前日とありますが、使用日当日だったらどのような弊害があるのか教えていただけますか。

住民生活部長　この使用日の前日までとしておりますのは、やはりその会館を使っていたかのに予約制にしておりまして、当日空いておりますと、誰でも使えるということになってきますと、なかなか事前に申し込まれない方も出てくるだろうと。で、前日までに申し込み制をしておいて、ある程度使用状況の整理をしたいと、このように考えております。そのために当日の利用の申し込みは原則として行わないと、このようにしております。

副町長　公民館を例にとればね、その日空いてたら使ってもらってます。ほんで今、町長の弾力条項ございますから、町長が必要と認めたやつは、その日空いてたならばね、そら利用はこの条例で可能だと、私はそういう解釈をしております。

議 長 ほんだら今、副町長の答弁のように、当日空いてたらそれでいいということでもいいんですか。

副町長 町長が必要と認めた場合は、これで別にそれを使ってもらってもよろしいと。単なる空いてたらだれもかれも使えるということではなく、町長のやっぱり判断で使っていないといかんと、こういうことで、この条例を適用してまいりたいとこのように考えております。

議 長 町長の、ほんだら当日に使用したい方が来られた時に、その館の責任者の方が町に連絡して町長の許可を得るということでいいんですか。

副町長 まあそういう形になるでしょう。

議 長 すいません。もう一点だけすみませんねけど、申請書の第1号、第2号様式の使用上の注意のところにある、施設使用中に生じた傷害、また物的事故というの、例えばどのような事が考えられるのか、教えていただけますか。

福祉課長 想定しておりますのが、会議室でございましたら、会議中にケガをされたとかそういうものを想定しております。その会議の中でのケガというものがございましたら、それにつきましては、申請者の方で対応していただくということで考えております。もちろん施設の不備等でございまして、その中でのケガにつきましては、町の方が悪いということになろうかと思いますが、その会議、または催し物等の中でそういう事故等がございましたら、使用者の方で処理していただくということで考えております。

議 長 この申請者には限りがあるんですか。使用される方のこういう立場の人しかだめですよとか、そういう限りはなしで、だれでも替わりに

代理で申請できるわけですよね、申請者というのは。

福祉課長 申請者につきましては、誰でも代理で、使用の責任者の方も申請書の中では記載することになっておりますが、申請者につきましては、誰でもその申請書を持って来られたということでしたら、それは受け付けるということになります。

議長 具体的に、私わかりやすいように言いますけど。隣のおじいちゃんの使用したいんです。ほんだら私今日行きますさかいに、中川が申請しときますわと、申請だけしますわな。ほんで使わはる人がケガしはりますわな。ほんだら申請者が責任負ういうたら、俺が責任負いまんので、こんなおかしな使用上の注意はない思いますね。使用される時の責任者が負うやったらわかりませ。申請者に限りないのに申請者が責任負ういうのはおかしいですやろ。

福祉課長 今、ご意見いただきましたとおりでございまして、こちらの使用責任者というものを申請の時にもきちっと決めていただきますので、今おっしゃってましたように、申請者ではなしに、使用責任者が負うというもので訂正させていただきます。

委員長 そしたら使用上の注意の2段目に書かれているところの最後は、使用責任者が負うことという風に訂正をしていただくということをお願いしておきたいと思います。

他に委員さんの方で。はい、木田委員。

木田委員 立派な建物ができるとは思いますねけども、今問題となってる耐震構造というんですかる今現在建ててはる段階やから、もう当然、耐震設備にはなってると思いますねけども。一応その耐震がどの程度の強度というんですか、なんかそのマグニチュードなんぼ位までは耐震構造やというような、一応、あの図面なんか見せてもうたって、この立体

図と平面図だけしか見せてもってないから、そういう具体的な何わかりませんかからね。だから、今学校とかで公共施設なんかの耐震補強なんかどんどんやられておるし、また橋りょうなんかもどんどんやられておるような状況の中でね、今現在そうして建てておるような建物については、どの位の耐震性が要求されて、それを満たしておるのか、それを教えてもらいたいなと思います。

副町長 この総合福祉会館の場合につきましては、昨年6月に建築基準法変わっております。ご存知のように、それまで、また現在においても耐震偽装というて、大きな社会問題になりました。そういう事をこの耐震強度を決める設計書と言いますか、そういうな建築基準法を決める方が、現在の指針によって崩壊しないというような基準を決めています。それは計算によって出てくると思うんです。その計算をこの施設はクリアしているということで我々は解釈しています。

木田委員 だからそのクリアしているということはね、だいたいどの位の何を想定してクリアしているという風に受けとったらたらいいんですかね。7. 何ぼとか色々その何ありますやろ。だからそれをどういう風に理解したらいいのかなと思って。

副町長 えらい難しい、技術的なこととございますけどね。建築基準法は相当厳しいです。今のは。ご存知のように、個人の家建てるのも相当時間がかかるというて、個人の住宅の供給が延びおるというような状況でございます。したがって審査には慎重にこうやっておられるということから、今ご指摘のようにマグニチュード、新耐震、いわゆる昭和56年以後の新耐震による場合は、マグニチュードが6.5でしたか、震度が6でしたか、そういうような規定は決まってないのではないかと思いますけども、ちょっと申し訳ございませんねけども、中身については、私技術的なことわかりませんので、調べまして、また報告をさせていただきます。

木田委員 出来るだけ、国もやけども、安心、安全なということを常に言うておられますからね。これもうまずやっぱり新しい施設ということになればね、きちっとした数字というんですか、何かを教えていただけるようにですね、努力してもらいたいなど、私はそういう風に思いますねけどね。よろしく願いしときます。

委員長 答弁ありますか。 西川課長。

福祉課長 申されました耐震の強度につきましても、設計者に十分聞かせていただいて、またご報告をさせていただきます。

委員長 今、木田委員がおっしゃられたことは最もなことで、今本当に地震などあっちこっちでも起こって、恐いものだという認識、住民の方もお持ちです。そういう事がはっきり示される方が、また住民にもこういう耐震性で造られてますよということをはっきり言える方がより良いのではないかと思いますので、また報告の方、お願いしたいと思います。

他に。 木田委員。

木田委員 多分ね、あの施設はね、なんか将来的にはやっぱり出来たら避難所というんですかな、ああいうシェルターというんですか、そういう何に町として指定されていくと思いますのでね。やっぱりそういう風な施設やったら、ある程度そういう安全面においても十分な対応はなされておるとは思いますねけどね。やっぱり中には色んなおかしい業者もいてることやからね、そういう心配のないようにですね、やはりこの巨費を投じてやっていく以上は、その点について十分に配慮してもらいたいなということをお願いしておるわけでございます。それはまあよろしく願い申し上げておきます。

委員長 小林委員。

小林委員 この登録団体は何人から登録団体として認めていただけるのか教えていただきたいんですけれども。

委員長 今、ご質問ありました登録団体となる要件、また現在、登録団体、予測されている登録団体が何団体程あるのかということについても併せてご答弁いただければという風に思いますが。 西川福祉課長。

福祉課長 登録団体につきましては、今現在検討しておるんですが。登録団体要綱を定める予定でございます。一応、最低の人数ということで質問していただきましたので、その登録団体の要件としましては、会員については、一応、5人以上が望ましいのではないかとということで、今現在考えているところでございます。

また、今現在の登録ということでのご質問でございました。今現在につきましては、社会福祉協議会の方で、ボランティア団体の登録というものがございまして、そちらの方で、そのボランティア団体という登録をしていただいております。その方の登録につきましても一応、登録要綱が出来まして、その会館を使用されるときに、登録要綱に基づきまして、登録をしていただくというものと考えております。もちろん目的であります健康福祉を目的とする団体でございますことから、その要件等も照らし合わせまして、ボランティア団体、登録しておられる団体さんにつきましても、再度、登録していただく。ただ、その書類等につきましては、一応今登録していただいておりますので、その簡略化といいますか、その辺も十分、団体の方に出来るだけお手数料をかけることなく出来るようにという形では一応考えているところでございます。

小林委員 視聴覚室、午前中でしたら3時間で1,000円、私の感覚で行くと、3時間1,000円安いのかなというのがあるんですけれども。

この登録団体減免申請されますと、5人以上の登録団体申請されますと、半額の500円。個人ですね各種手帳を持たれている方や、後期高齢者医療の保険証を持っておられる方が、登録団体の人数5人以上、そういう方々が来られたら、登録団体扱いにさせていただけるというようなことは出来ないんですかね。

福祉課長 一応、登録団体といたしましては、一応、その先程申しました健康福祉に関しましての事業、または活動をしておられる団体と考えております。個人の方がそういう目的を持たれまして、そういう団体を作られまして、活動されるということが認められましたら、もちろんそれは登録していただいて、登録団体としての、使用していただくという形になろうかとは思いますが。

小林委員 各種手帳を持たれていても登録団体に入られない方とかもおられると思うんですけども。特に年配の方、後期高齢者医療で75歳以上の方々が、健康のために5人以上集まって来られる場合には減免していただきたいという要望があるんですけども。そういう事を前向きに検討していただけないのかなと思っております。

福祉課長 先程説明させていただきましたように、減免の要綱につきましては、登録団体に登録していただいた団体でありましたら、半額を減免していくという規定を設けております。また、その他で、町長が特別に認める場合ということもございますが、今手帳をお持ちというだけで、その減免を規定していくというものは考えておりません。あくまでその場合には一般の使用となりますことから、減免はないということで今考えているところでございます。

小林委員 それでしたら、いきいきの里の視聴覚室のカラオケルームの利用状況とかも教えていただけますかね。今の状況でどれ位の利用者がおられるのか。それをこの福祉会館によって、また使いやすく、誰でも一

般住民の年配の方が来やすくなるような条例をつくることは出来ないのかなと思ひまして。それで今、いきいきの里の条例の関係では一体どれ位の利用率があるのかと思ひまして、お聞かせ願えますか。ありますかね、今手元には。

福祉課長 今、いきいきの里のカラオケルームの利用状況でございますけども、毎日利用はない状況でございます、週の内、3回、4回程度の利用となっているところでございます。19年度の今までの実績の中で申しますと、例えば1月でございましたら、1月のひと月間でございますが、196人の方がご利用されております。もちろん1人ではなしに、団体、何人かの団体でご利用されておりますので、合計では196人の方が利用されております。

それと、いきいきの里の利用料といたしましては、1時間1,000円を利用料金としていただいております。

小林委員 来年度から後期高齢者医療始まりますね。その関係であまりまあ来年度は保険料徴収されませんが、その後期高齢者になる方々が健康のために福祉のために、今のいきいきの里、場所的にも料金的にもなかなか行きにくいのかなというのはありますけれども。そういう方々をこの新しく出来た福祉会館にもっと来てもらうためにもそういう条例を、斑鳩町民のために、年配の方の健康維持のためにもしていただきたいなという要望でお願いしておきます。

委員長 ただ今、小林委員からの要望としては、後期高齢者の皆さん方の健康増進に繋がるような施策の展開をしてほしいということであろうという風に思っております。私自身も後期高齢者医療制度、後程出てまいります、健診などの制度が十分きちと確立をされにくい状況にあったところ、広域連合の方でも健診もやっていくということを示していただいておりますが、そういう点で後期高齢者医療の問題とはまた別問題なんですけれどもね。斑鳩町のそういった高齢者の皆さんの

健康状態をより良くしていくという意味合いから、積極的な施策の展開をしていただきたいという風に委員のお考えもそういう事であろうと思いますので、今後もそれらに留意をしていただいての運営をしていっていただきたいと思います。

それに伴いまして、私の方も少し気になってる点がありますが、今まで運営会議を開くように申し上げ、その運営会議を開いていただき、色んなことをその会議で諮っていただいて決めてきていただきましたが、今後、まさしくこの会館を住民にとって本当に必要なものであるというものに実績をあげていくためにも、この運営会議を重視して活用していく必要があるのではないかなという風に私自身は考えておりますが、この運営会議の今後の持ち方について、どのようにお考えになられているのかをお聞きしておきたいと思います。

西本住民生活部長。

住民生活
部長

この運営会議につきましては、来年度も継続して開催をしていきたいと、このように考えております。今のところ、年2回程度、開催を考えております。秋と予算前の時期と、春です。この2回を考えております。なお、今回につきましては、また事前に会館も見てくださいなと、このように思っております。またそういった会館を見ていただいた後のご意見もまた来年度、賜ってまいりたいと、このように考えております。

委員長

この運営会議に参画していただいている委員の方は、無報酬で出ているように聞いておりますが、会議のメンバーの了解さえあればですね、まあ無報酬ということもありますので、無理強いは出来なと思います。年2回と言わず、会議に諮っていただきましてですね、開館当初はやはり短期間に色んな問題が発生してくることも予測されますのでね、運営会議のメンバーさんに了解をしていただき、出来れば、細かい運営をしていこうと思えば、当初はもう少し回数を増やして、メンバーさんには申し訳ございませんが、無報酬というこ

とですのでね。申し訳ないんですが、もう少しきめ細かい会議を開催していただきたいという風をお願いしておきたいと思います。

他に。 吉野委員。

吉野委員

今の委員長の意見の延長になるかもしれません。運営会議のメンバーについて、前回のこの委員会で私発言したと思うんですけども。それぞれの色んな組織の長が出てきておられると。だからそういう男女の比率が、私その時、男女共同参画の視点から、男女の比率について、もうちょっと女性を多くした方がいいんじゃないのかなという話をしましたところ、町長からそれぞれの団体の長が出てきてるからこういう事になってるんだという話がありました。で、長じゃなくてナンバーツー、ナンバーツーというのはちょっとおかしいかな、序列みたいでおかしいと思います。まあ二人、三人目の方、あるいは四人目の方、女性がおられたら、今度は女性の方が行って意見を発表するという風にね、したら、結構女性って私ら観光ボランティアとかでね、女性の意見でものすごくいい意見、男にはない意見出てくるんですよ。ですから、共同参画という点から男女の比率を半々に近いようにしていったらどうかな。それから運営会議、年に何回とか、2回今これ言われましたけど、もっとやっぱり会議はたくさん開いて、たくさん意見を取り入れるようにした方がベターだろうと思います。行政のやり方としては、いつも決まりきった人が出てきて、そこで意見を集めてというのは一番安易な方法であるし、まとめやすい方法であろうと思うんですけども、斑鳩町ってすごい人材がたくさんおるわけですから、なるべくたくさん意見を集めて、いい運営をしていただきたいと思います。

それからもう一つ、事前に見学会を是非住民に図って、いずれそこを利用するかもしれない人もいるわけで、ああこういうものがあるんだなということがわかるという意味でも、住民の見学会というのを出来た直後でもいいですから、安全を、まだ工事色々やってるかもしれませんが、マンションなんかでもよく見学会やりますけども、そ

ういう形でこれだけの金使ってやるわけですから、住民に広報するという意味でも、各自治会を通じたりして、見学会の呼びかけなんかもいいんじゃないかなと思います。

それでもう一点、全然観点が違うんですけど。これ町長にもちよつとお話したことあります。それから部長にも話したことがありますけども、かなり図面見ますと、大きなエントランスで、豪華なエントランスのようなものができるだろうと思います。それでそこにですね、壁面を飾るといのが日本人が非常に下手だと、ハコモノつくった場合に壁面を利用するのが下手だということを外人さんから意見が、よく聞くことがあります。で、美術協会の方からの要望というんですか、我々も協力したいんだと。その壁面に油絵でも日本絵でも飾りたいと思うけども、そういう風なものになってるんだらうかと。それ飾るためにはやっぱりそれなりの壁面を、強度などを考えなきゃいけないと思うんですけども。その辺はどうでしょうかと言ったら、いやそういう風にはなっていないということだったんですけども。今からでも遅くないと思うんですよ。美術とか、斑鳩町は歴史と文化の薫るまちとか言いますが、歴史は確かに薫ってるような気はするんですけども、文化の面でちよつともしかしたらもう一歩かなと思っているんです。それで美術協会さん、非常に意欲的でした、いわゆる大家の絵を飾って、10年も20年も飾ってる場合があると、じゃなくて県展なんか見ますと、斑鳩町の美術の入選率はものすごい高いんだと。こういうものをその私蔵する、家にとっておくというのはもったいないと。なるべくたくさんの方の目に触れさせたいという、いわゆるそういう美術家の方は思っているわけで、その辺も是非一つ、これからでもいいですから考えていただきたいと思います。以上です。

副町長

まず一点目の運営会議の男女比率の問題ですが、町長も言われたということで今おっしゃってますけども、各種団体から代表者に出してもらおうということで、男女比率が非常に難しくなるわけでございます。こういうことを踏まえながら、やはり今後、その団体の中で女性の代

表者が多く出るようにということは指導は出来ると思います。それは聞いてくれるか聞いてくれないかは別の話で。

二点目の見学の問題なんですが、これやっぱし住民に見せるということになれば、全てが完成して、何ら安全に中へ入っていただいても別に問題ないというような段階から見せる事は可能です。これについては検討をさせていただきます。

次に、壁面の活用ということをおっしゃってますけども、今も言われてるように、私も斑鳩町美術協会は相当高度の、レベルの高い方々ばかり寄っておるとは私も十分知っております。ただ、あそこは美術館じゃないわけであって、やっぱりかかるがホールという文化施設もございますし、公民館もございます。その中で壁面利用をさせていただくということを考えております。しかし、あの分についても壁面の中で絵画を飾るということも考えております。また住江織物やったかな。五重塔です。えらいすいません、五重塔を織ったということで、それを飾ってほしいということで寄贈をいただいている。そういうものを含めて壁面利用を考えていきたい、このように思います。

小林委員 運営委員会の件なんですけれどもね、行政側としては、運営委員会計画させていただいたら一生懸命されているのかなというのはある程度は理解出来るんですけれども。やっぱり各種団体の方の代表が変わってしまいますと、また建設委員会と似たような質問もされる方もおられましたし、ちょっと各種団体の責任者の方にもうちょっと責任を持って来ていただいて、各種団体にはちゃんと、きっちりと説明していただくようにもう少しお願いしないと、運営委員会の、すごい形式的な委員会だという風に、会議だという風に印象受けましたのでね。その形式的な会議をいくら重ねても、やっぱり今のやり方を重ねても、なかなかいい意見も、いい委員会の会議にもならなのかなという意見がありますので。一度、各種団体の方でも、団体でもやっぱり遠慮されて質問もされない方もおられると思いますんでね。一度アンケートをとられて、そのアンケート結果を、問題点を協議して、行

政側も認識して、次の運営委員会に、よりいい運営委員会をしていただきたいなという感想を持ちましたので、一度アンケートを、もう一度運営じゃなくて、その協議、進め方に対して、もっと細かく話を、運営の会議の進め方に対してのちょっと意見をとった方がいいのではないのかなと思いましたが、ちょっとそれも一度提案させていただきただけにとどめておきますけれども、またそういうのもよろしく願います。

副町長

私もちょうど2回、運営委員会に出席をしております。非常に活発な意見でそれぞれの方々がその団体に対しての要望、これされております。これかなわんな、これ難儀やなという要望もございします。その中については理解しながら説明しております。今言われたように意見が少ないということはないと思います。はい。あくまでも意見はどんどん言うてくれてはります。ただまとめるのは辛いなという点もございしますけどね。そういうことございしますから、先程も吉野委員の問いに答えましたように、男女比率の関係の中で、一応やっぱし活発な意見を出すような各団体がまとめてね、その意見を会議の中で発表してほしいということの考え方を我々としても指導できる、可能だと、このように思っていますので、そういう方向に向けられるならばですね、向けていきたいと、このように考えております。

委員長

他に委員さんの方で何かございしますでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長

はい、それでは、これをもって質疑を終結いたします。
本件につきましては、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わらせていただきます。

なお、この継続審査案件に関わりましては、3月議会開会中の厚生

常任委員会の日に現地調査を行いたいという風に考えております。委員皆様におかれましても、また担当におかれましても、一度委員会として現場を見せていただくという形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご準備の方それぞれお願いしておきたいと思っております。

当日、一旦委員会を開催し、休憩をとり、現地調査をし、戻ってきて再開をして、また議案の審査を行っていくという形をとるようにしていきたいと思っておりますので、委員皆様にもご理解をいただきたいと思っております。

ここで10時30分まで休憩いたします。

(午前10時16分 休憩)

(午前10時30分 再開)

委員長 次に、2番目といたしまして3月定例会の付議予定議案について、予め説明を受けることにいたします。

その(2)の斑鳩町後期高齢者医療に関する条例について、理事者の説明を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進 それでは(2)斑鳩町後期高齢者医療に関する条例について、ご説明課長 申し上げます。

この条例は平成20年4月から開始されます後期高齢者医療制度の内、保険料の徴収など、本町が行う事務について定めるものでございます。条例の内容につきましては、最後のページの要旨にまとめさせていただいておりますので、それをもってご説明をさせていただきたいと思っております。

(要旨説明)

健康推進 以上、簡単ではございますが斑鳩町後期高齢者医療に関する条例に課長 についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあればお受けしたいと思いますが。

木田委員 病院なんか行ってもね、1割から3割とか、3割から1割とかこう矢印みたいなで書いて貼ってあるだけなんですけどね。この基本と言うんですか、平等割、資産割、所得割とか、何かこうややこしい何が加算されて、1割の人が3割になったり、3割の人が1割になったりとかいう風に考えられますねけど。その何はどこにもこの出てきてないんですけどね。それをわかりやすく教えていただくためにはですね、やっぱりそういう風な何も、資料を出していただきたいなと思いますねけども。だいたい資産なんかでも、なんぼあったらなんぼとかいうそういう基準はあると思いますねけど。それについてですね、ただこっちからの通知だけで、1割が3割になった、3割が1割になったという風な何だけで、安なる人はそんでいいかもわかりませんが、1割から3割になる人はやっぱり負担はそれだけ増えるということで、どうして理解したらいいのかね、そのすぐわかりやすい何かあるのであればお示し願いたいなと思いますねけども。

委員長 今、委員のご質問にあった件につきましては、ちょっと後期高齢者医療では負担割合は1割と決まっておりますが、その前に、高齢者の医療の関係で負担割合が変わってて、ちょっとコロコロ変わった時がございますので、その辺が複雑になっているという風に思うんです。非常に一般的にはわかりにくい状況もあるとは思いますが、その辺も含めまして、担当の方でご説明いただけたらと思いますが。

植村健康推進課長。

健康推進課長 病院窓口で支払います、1割、または3割につきましては、現在の老人保健制度におきましても同様の規定がございます。一定所得未満の方につきましては、1割、原則としては1割。一定所得金額以上の

いわゆる高額な所得を受けておられる方については、自己負担3割と
いうことです。この老人保健制度の決まりはそのまま後期高齢者制度
に引き継ぐことになっておりますが、それについては法令で定めを受
けておるところでございます。これらも含めて、後期高齢者制度の概
要につきましては、広報いかるがを通じて、毎月、載せさせていただ
いておりますが、広域連合につきましても、新聞折込みなどの広報も
考えていると聞いております。また病院の窓口でのポスター掲示など
も考えているということがありますので、広域連合と連携を図りなが
ら、町の方としても、その広報、制度のあらましの広報について努め
てまいりたいと考えております。

木田委員　　そうするとすな、老健を使ってはる人の負担というのは今の現在の
の何と変わらんということで理解したらええんかな。

健康推進
課長　　医療が使われた時の自己負担分については、老健と同じということ
でございます。

委員長　　保険料のことはよろしいですか。　木田委員。

木田委員　　紙に書いてあるだけで、何のことを意味してるのかなと思って。

以上でよろしいですか。

委員長　　他に委員さんの方でございますでしょうか。

(　　な　　し　　)

委員長　　なければ一点、私の方からお尋ねしたいんですが。もうこれ課税対
象の方が1月できてて、進めていっていただいていると思うんですけ
れども。普通徴収、そして特徴ですね。特別徴収、全体何人いらっし
やるか、そしてそういう風に徴収方法がどの位の比率になっているの

か、それと保険料、奈良県の一定保険料の平均額が出てましたが、斑鳩町の平均はどの程度になっているのかということをお尋ねしておきたいと思います。 植村健康推進課長。

健康推進
課長 まず、普通徴収と特別徴収の人数でございますが、現在、1月末現在ですが、75歳以上となられる方につきましては、全部で2,757人です。その内、特別徴収になる方については、1,884人でございます。率としましては、68.3%、特別徴収でされる方は68.3%ということです。それから保険料ですが、奈良県全体の平均保険料は、軽減前で8万3,400円で、斑鳩町のみを抽出した平均保険料、軽減前で9万1,821円でございます。

委員長 はい、わかりました。それとですね、普通徴収に関しては、また銀行口座などの振替などの方法をとられていくのかなという風には思いますが、介護保険などもそういう風な形で普通徴収でやってきているのかなと思うんですが、それらの準備についてはどんな風に進めていただいているのかお尋ねをしたいと思います。 植村健康推進課長。

健康推進
課長 普通徴収の実際の納期は7月からになりますので、それまでに準備ということになります。当然それまでに納付書の作成から発行にかけての準備、併せて口座振替をしていただくよう準備をしまいと、これからしてまいるということでございます。

委員長 はい、わかりました。
他に委員さんの方で何かございませんでしょうか。

(な し)

委員長 それでは以上で(2)を終わらせていただき、(3)に進ませていただきます。

(3)斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 乾環境対策課長。

環境対策
課長

それでは(3)斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例についてでございます。資料の3の2枚目の条例改正の要旨をご覧いただきたいと思います。

JR法隆寺駅周辺整備事業に伴いますアクセス道路の計画用地が、南口自転車等駐車場の敷地にすべて影響してしまうということから、平成20年9月30日をもって南口自転車等駐車場を廃止する改正を行いたいというものでございます。

なお、現在、南口自転車等駐車場では1日平均約380台の利用がございまして、駅周辺の民間の駐輪場7カ所の空き状況を調査いたしましたところ、約450台の空きスペースがございまして。

また、南口駐輪場と同様の立地条件で町営駐輪場の土地を確保することが困難であるということから、平成20年9月30日をもって廃止をさせていただきたいというものでございます。

改正の内容につきましては、第3条の南口自転車等駐車場の名称と位置、それから第4条関係で別表に規定させていただいております南口自転車等駐車場の使用料につきまして削除するものでございます。施行期日につきましては、平成20年10月1日としております。

なお、この条例の議決後、利用者の方、また住民の方には周知をしてまいりたいと考えております。

また、この条例改正に伴いまして、斑鳩町営自転車等駐車場条例施行規則の一部につきましても、南口自転車等駐車場を削除する改正を行いたいと考えておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがありましたらお受けしたいと思います。

いかがでしょうか。 木田委員。

木田委員 自転車の廃止と言うんですが、それについては何も言うことないんですねけども。そこに今現在勤めておられるというんですか、その方たちが北口の方にその移動と言うんですか、何かされるのかどうかですわな。今何人働いておられて、その人方が自然的に北の方へ移動されるのかどうか、それについてですね、どういう風に考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

環境対策課長 今この駐輪場の業務の運営関係を委託しております斑鳩町身体障害者福祉協会、こちらの方には会長さんの方には、町の意向というのは伝えさせていただいております。廃止をしていきたいという意向の方は伝えさせていただいております。その時期についてはまだお伝えはしてないんですけども。廃止をしていきたいということは伝えさせていただいた中で、会長さんの方は、今、南口の方は6人でローテーション組まれて、常時4人勤務をさせていただいております。この廃止になりますと、この6人の方は一応まあ会長さんの意向ですけれども、北口の従事者の方とローテーションを組んで回っていただけるだろうということで、会長さんの方はそういう風におっしゃっていただいておりますので。ただ、廃止の時期について、出来るだけ半年前にはやはり周知してほしいと、利用者の方もありますし、勤務されてる方もありますので、出来るだけ決まれば、半年前位には周知をしてほしいということでございますので、一応3月議決いただきましたら、会長さんにもそういう意味ではお伝えさせていただきたいという風に考えております。

委員長 他に。 小林委員。

小林委員 その駐輪場の委託料金の算定する根拠に、人数で南口、北口分けられてると思うんですけれども、その北口に対して、南口の分の人数を

1人分なり、0.5人分なり上乗せする委託料を次回、今後上乗せする考えはあるんですかね。ただ単に同じ委託料で人数をこの南口の6人の方を北口にそのまま今の委託料のままで6人そのままちょっと入ってもらおう予定になると思うんですよ。今のままでしたら。それを行政側がある程度考慮して、障害者の方々の社会参画の場所として考慮していただけるのかというのはどうなんでしょうかね。委託料は。

環境対策
課長

今、北口の駐輪場につきましては、常時5人ということで、勤務をしていただいて、1日5人ということで勤務をしていただいております。その積算で人件費、委託料を支払いをさせていただいているということでございますので、これを町としてはその人数をローテーションの中で組まれる中でございますので、常時それを5人から6人にしてくれということではございません。常時5人という体制は変わらないということでございますので、これにつきましては、委託料も5人分の委託料をさしていただきたい。増やすという考えは今のところございません。以上でございます。

委員長

よろしいでしょうか。

(な し)

委員長

ないようですので、(3)については、説明を聞いたということで終わっておきたいと思います。

次に、(4)斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、これにつきまして、理事者の説明を求めたいと思います。

植村健康推進課長。

健康推進
課長

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例につきましては現段階で、改正事項について、決定がなされていない部分がありますことから、本日、改正文についてはお

示しすることができませんこと、ご了承いただきたいと思ひます。その概要につきましては、資料4に纏めさせていただきます。

まず、改正の概要の1としましては、国民健康保険税の賦課額に後期高齢者支援金等課税額を追加し、下記のように税率を定めることとさせていただきます。これは後期高齢者医療制度の開始に伴いまして、国民健康保険をはじめとする医療保険は、その制度に対し負担金を負うこととなり、その財源の一つとして、国民健康保険税が充てられることとなっております。国民健康保険税は、従来より、医療分と介護分の2本立てでありましたが、そこに、今回、後期高齢者支援金分が新たに設けられるということで、税率も新たに設定するものでございます。昨日、国民健康保険運営協議会より答申をいただきましたが、資料にございますように、その支援金分の税率といたしましては、所得割額を100分の1.6、資産割額を100分の5.5、被保険者別均等割額を7,200円、世帯別平等割額を4,800円と設定するよう考えているところでございます。

この国民健康保険税の税率については、後程、詳しくご説明を申し上げます。

次に、改正の概要の2としまして、国民健康保険税の特別徴収の方法に係ります必要な事項を規定することを予定しております。また、現行の納期、7月から2月までの8期につきましては、これは普通徴収による納期であるということをお記するものでございます。

3といたしましては、課税限度額が変更となることとさせていただきます。

基礎課税額、医療分のこととさせていただきますが、基礎課税額の限度額は従来、現行56万円のところを47万円にすること、また新たに設けられる後期高齢者支援金等の課税額につきましては、限度額を12万円とするということとさせていただきます。介護納付金課税額については変更はございません。

これに関しましては、この限度額を規定します政令が、現段階で未交付となっているところでございます。

4といたしましては、特定世帯に係る減額措置を定めることとさせていただきます。

います。

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合であって、同じ世帯に属する国民健康保険の被保険者が1人になった場合、後期高齢者に移行されて、残った国民健康保険の方が単独世帯になった場合、単独世帯になった場合、5年間に限り、その世帯別平等割額を2分の1減額するというところでございます。

これに関しましても、この旨を規定いたします法律の改正、地方税法等の一部を改正する法律が、現在で国会で審議中ということでございます。未公布でございます。

国民健康保険税条例の改正につきましては、この未交付の法令が交付されるタイミングの問題がありまして、場合によりましては、3月議会に上程できる部分が限定される可能性がございます。特に3、4につきましては、上程に間に合わない場合も想定されますが、この場合におきましては、賦課期日との関係もございまして、専決処分を行わせていただかなければならないという場合も生じることにつきましては、あらかじめご理解をくださいますようお願いを申し上げます。

それでは、国民健康保険税の税率の改正についてでございます。

資料1ページをご覧くださいと思います。

昨日、国民健康保険運営協議会から答申をいただきました。その答申書の写しを添付させていただいております。その内容につきましては、税率は基礎課税額、後期高齢者支援等課税額、介護納付金課税額の三段にわかれてはおりますけれども、基礎課税額、いわゆる医療分と、三段目の介護納付金分については、税率を据え置きということでございます。現行のままということでございます。で、中段にあります後期高齢者支援金課税額に係る税率につきましては、先程もご説明を申しました按分率、税率で、この税率が妥当であるという旨の答申をいただいたところでございます。

さらに、その次ページでございますが、この答申を出すことにおきましての付帯意見を4点いただいたところでございます。

1点目につきましては、国民健康保険税の徴収について、納税者の

公平性を確保するため、法令で定める措置を適切に履行するよう努めること。という意見をいただきました。

2番目につきましては、今回は基礎課税額、介護納付金課税額については据え置いたものの、21年度以降において、短期的かつ定期的に適正税率の改定に努めること。というご意見をいただいております。

3点目につきましては、特定健康審査及び特定保健指導の積極的な推進によりまして、医療費の適正化を図り、健全な財政運営を目指すこと。というご意見をいただきました。

最後に、4番目といたしましては、国民健康保険は社会保障の受け皿の役割も有していることから、一定のルールを踏まえる中で、他の財源の投入も視野に入れた運営について検討していくようというご意見をいただいたところです。

それでは次のページをご覧くださいと思います。課税総額試算表（支援金分）ということでございます。

この予定税率につきましては、平成20年度から22年度の3年間にわたりまして、その3年間のスパンのなかで支援金分だけとして赤字を出さないという税率の設定を考えたところでございます。

それぞれの税率による資産割額での賦課額等を記載はさせていただいていますが、一番下の賦課差額というところをご覧くださいと思います。これは、必要な保険料として集めなければならない必要な金額と、実際にこの税率によって集める金額の差を書かせていただいているところでございます。平成20年度には968万4,091円とございますが、これはいわゆる平成20年度においては約960万円の黒字が生じるということでございます。同様に、平成21年度、22年度を横に見ていただきましたら、21年度についてはマイナス188万1,863円、平成22年度につきましてはマイナス661万5,807円ということでございますが、21年度、22年度につきましては、支援分については赤字ということでございます。この3年間をとりまして、一番下段3年間賦課差額額合計ということでございますが、3年間で118万6,000円余りの黒字ということで、

3年間の均衡をとるなかでこういう税率を設定させていただいたという考え方でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。ここは、この改定によりまして世帯あたりでの影響状況を、モデル世帯を用いて算出した実際の金額ということでございます。先ほども説明いたしましたように、今回は医療分、介護分の率はそのまま、支援分だけを追加するという格好になってございます。例えば、Aと書いている部分ですけれども、世帯あたりが1人世帯で課税所得額が0、例えば国民年金の老齢基礎年金しか受けておられないという方につきましては、この所得額が0というところでございます。固定資産税につきましては、4万4,200円、これは国保加入者の国保税の1人当たりの平均額ですけれども、仮に4万4,200円を納めておられるといった場合の世帯の金額を算出したものです。現行額Aと書いてあるところが現在の医療分と介護分の合計で3万7,138円に相当する部分です。そこに改定案Bということで、支援金分を足してちょっと太文字にはしておりますけれども、支援金分を足しますと4万3,969円になるということでございます。実際の伸び率としましては、16.24%、1ヶ月当たりの影響額としては503円の増ということになります。当然これは7割の軽減がかかる世帯ということでございます。同じような見方をしまして世帯人数でありますとか課税所得額の違いなどによりましてこのように算出をさせていただいております。伸び率のところをご覧いただきますと、例えばDの世帯でありますと21.54%、Eの世帯でありますと22.4%というふうになりまして、これが現在の保険料額から改定後の保険料額へのいわゆる引き上げ率ということでございます。それぞれ1ヶ月当たりの影響額につきましても一番下段に示させていただいているところでございます。

一番最後のページをお開きいただきたいと思います。税率改正を検討する際にとということで平成20年度から22年度の試算で、真中の太枠で囲んでいるところが今回改正案でお願いする分でございます。当然、昨年度の医療分、介護分の引き上げの際にもご説明申し上げま

したように、その税率だけでは単年度で赤字を解消するには至っておられないという状況でございます。今回、支援金分を増加させてはいただいておりますが、これは先ほどご説明しましたように、いわゆる後期高齢者支援に拠出する分についての保険料ということになりますので、医療、介護分の赤字が引き上げによって圧縮されるという考えではございません。そこで最終的にこの率でいきますと、この3年間ですが、一番下段にはなりますけれど、一般会計等を投入しない前提におきまして累積決算見込み額が平成20年度に約7億5,800万円、平成21年度に8億7,000万円、平成22年度に10億円を越えるという試算を立てたところでございます。左隣の現行につきましては、これは支援金分、今回の条例改正案にございます支援金分を設けなかった場合でございます。支援金分を設けない、いわゆる実質上の引き上げをしないとした場合は、それでも国保としては支援金額を支払わなければなりませんから、その分が当然赤字として累積するということで、平成20年度には10億を越える赤字を抱えるということになります。言わば、税率改正をしなければ、いきなり10億を抱える赤字になるということでございます。右隣でございます。参考として赤字が発生しないということでございますが、これは単年度で医療も介護も支援もすべて単年度で赤字を生じないというふうに率を設定した場合のことでございます。当然、累積赤字額については、若干減りますけれども基本的には変わらないということでございます。これはあくまでも参考でございますが。

そういうようななかで、運営協議会の委員さんからも、本来赤字をなくすべく医療や介護分についても引き上げを検討すべきやないかというご意見はいただくなかで、やはり支援金分としておよそ20%の引き上げが行われることから、今回については医療、介護分については据置くというご意見をいただくなかで、昨日の答申をいただいた次第でございます。

先ほどもご説明申し上げましたように、この国民健康保険税条例につきましては、この税率改正及び特別徴収の部分については、3月議

会に上程をはかっていきたいと考えております。また、残りの部分につきましても、それまでに政令等が改正されましたら議案として載せていきますけれども、場合によっては専決処分をお願いすることになるかもしれないということは、もう一度ご了解をいただきたいというふうに思います。

以上で、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがありましたらお受けしたいと思います。

いかがでしょうか。 辻委員。

辻委員 付帯意見の中でね、4点程、付帯意見付けていただいておりますけど。これは、1点目は多分この負担の公平を保つため法令で定める措置を適切にと書いてます。これはもう差押えとか強制執行しなさいということなんですけど。これは現実に国保でどれ位強制執行されたんか、そこら辺の、大体の経緯だけで結構です。それと短期的に定期的な適正税率の改定に努めることと書いて、21年度以降で書いてますけども、これもやっぱり相当、今の数値見ますと、かなり赤字が増えてくる、将来的にはかなり財政負担なるのかなということになりますけども、これと次の一番下に書いてますけども、一定のルールを踏まえる中でということを書いてますけども。その辺の考え方と、ちょっとややこしいですねけど、まあ2点目と4点目は関連するのかなと考えますねけど、3点目の生活習慣病の予防とか早期発見、これは今後、保健福祉会館とか出来てきますけども。その辺で特に新たなメニュー、保健福祉会館出来ますけども。その中でまた新たなメニューとかその辺も考えられてるのか、その辺の考え方についてちょっとお伺いしたいと思います。

委員長 今、委員の質問にございましたように、国保運営審議会でも出ました

付帯意見についての理事者側の考え方ですね、それと現状についてお尋ねがあったと思いますが、それについてどちらで。

池田総務部長。

総務部長　　まず私の方から、滞納の処置状況と、4点目の一定のルール作りにつきまして、私の方からご説明を申し上げます。

滞納処分につきましては、町税と共に国民健康保険も連動するものが多数ございますので、それについては一緒に処分をしております。ちなみに平成、今年ですね、19年の4月1日から11月の30日現在でございますけども、国民健康保険だけに限って言いますと、不動産の差押えが5件ございました。債権の差押えが2件ございました。それと預貯金の差押えが4件ございました。この中で、既に貯金にあるものについては差押えいたしまして、強制的に町の方へ収用しております。ちなみに税金等については今あれですんで、説明は除かせていただきますが、国保税についてはこっだけやっておるということでございます。ですから調査につきましては、これの3倍、4倍という数字になっております。

次に、一定のルールづくりについてでございます。これにつきましては、ここでの答申にもございますように、やはり社会保障の受け皿としての機能は確かにございます。そうしたことから国民健康保険の累積赤字につきましても、もはや看過出来ない状況までの赤字となっております。先程の植村課長からご説明申し上げました累積赤字を見ましても。そうした中で、平成20年度、新年度予算に向けましては、一定の支援をするために特別の繰出しを行ってまいりたいと考えております。それについては、当然21年度以降についても、必要な分につきましては、一定の分を繰出しを行っていきたいと考えております。ただ、それによりまして、やはり応能者の負担もございまして、全ての累積赤字がゼロになるというところまでは当然、繰出しは出来ないという状況にありますんで、そこらだけのご理解をいただきたいと思っております。以上です。

委員長 西本住民生活部長。

住民生活 それでは、特定健診等をしていく中で新しいメニューはないのかと
部長 いうことでございます。特定健診につきましては、新しい制度でござ
いまして、今まで基本健康診査というものを住民の方で対象でやって
きました。検査項目につきましては、ほとんど同様の内容と、若干異
なる部分がありますけども、ほとんど同様の内容となっております。
また、新しいメニューということもございますが、新しい総合福祉会
館ができて、そこで新しいメニューはないかということですが、
これにつきましても、今、保健センターにつきましては、3階建ての
建物でございます。そのため、バリアフリーが行われてないと。新し
い保健センターになりますと、1階ワンフロアで全て健診等も行え
るという風になっておりまして、保健の健診を受ける流れがスムーズ
になるということがございます。また新しいメニューということは特
段考えておりませんで、今ある保健事業を推進していくということ
でございますが、ただ、特定健診につきましては、メタボリックシンド
ロームということで、生活習慣病の早期発見を目的としております。
こういったなかで早期発見に向けての事業に取り組んでまいらなけれ
ばならないかなと、このように考えておるところでございます。

委員長 もう一点委員の質問で、適正税率の改定もおっしゃってたと思うん
ですけども、それについては。 西本住民生活部長。

住民生活 定期的に適正税率の改定ということでございます。これにつきまし
部長 ては、資料のほうでございますようにかなり赤字が増えてまいります。
このままでもまだ赤字が増え続ける状況でございまして、今後も国民
健康保険運営協議会のほうにおきまして継続的に税率の適正化に向け
てご審議をいただくというふうになっておりますので、今後また定期
的に運営審議会を開いていきたいと、このように思っております。

委員長 よろしいですか。 辻委員。

辻委員 このある程度適正税率、難しいですけども。どういうふう運営されるのかわからへんけども。一定の例えば赤字こんだけ出たら、当然、町、一般財源繰入れもなんぼかありますけども。これ以上赤字出たらいう一定のルールづくりしながら税率改正を、まあ住民に納得してもらわなあきませんけども。単なる短期的に毎年毎年上げるんやなしに、ある程度こう、できたら、毎年上げるのがええのか、まあ3年に一遍とか上げるのか、その辺ちょっとわかりませんけども。まあ安易に値上げやなしに、ある程度まあルールをつくりながら、こんだけ赤字でたらこれ位減らさんならんという一つの基準をつくりながら税率の改正をお願いしていききたいなという要望をさせていただきます。

委員長 他にございますか。 西谷委員。

西谷委員 私ら普通の町民からしたら値上げについて素朴に思うのは、例えばその今度の総合福祉会館ができて、それによってまあ住民の健康が維持されて以前よりも例えば医療費が減ってきたとか、そういう具体的な効果があってこそはじめて住民というのは納得できるのではないかと。そこで、直ぐには無理やと思うんで、次の3月の本会議の時結構ですので、今あります保健センターを建てて、やられて、その間どの程度その町民の医療費が1人あたりに減ったのか、あるいはほとんど変らなかったのか、あるいは逆に増えたのかちゅうことも含めて、その辺のところのデータをちょっと出していただきたいというのと。それと、これはまた総合福祉会館に戻ると思うのですが、実際に片方で国保税上げてくる、片方で福祉の拠点や、保健センターとしての機能を有してということで総合福祉会館できるわけですが。そのなかでは少なくともあれを造ることによって、町としてはあれだけ巨額の投入して、実際に町としてはこれぐらいの医療費の削減を目標に、例え

ばやっていくんやと、そういう具体的なものが必要ちゃうんかなと。そうでなかったら、片方で国民健康保険これぐらい赤字出てますと言うんやったら、逆に言うたらそんなん建てんとこっちのほうへ充当したらそれで済む話やないかな。そういう具体的なやっぱりその建物を建てるんやのうて、その中身をどうするか、具体的にこういう作業をやります、中身をこうやります、こうすることによって、こういう人の部分が予防できますとか、改善できますとか、医療費を削減するようなそういうものが出来ますというような、具体的なメニューとして出すことによってしか、私は箱物の成果というのは住民に評価されへんのかなと思いますので。その辺のところは是非次の委員会で結構ですんで、具体的なデータを出していただきたいと思います。

委員長

それらについて次回までに準備のほうは出来ますでしょうか。
植村健康推進課長。

健康推進
課長

準備させていただきます。

委員長

それでは、そのようにお願いしておきたいと思います。
そうしましたら少しお尋ね、私の方からしたいんですが。
先ほど色々ご説明いただきましたが、支援金分の試算表で、賦課差額3年間で計画を立てたということですが、これは収納率を何%に見立てているのか、100%に見立てているのか、というところですね。その収納率をどういう風にみているのかというところと、それと、改定による世帯当たりの影響状況でていますが、これで見ますと、一般的に中堅またはやや中堅より低いところにある世帯でも、軽減の無いところではもう20%を越えるような値上げになるわけですね、この国保税も。ところが、非常に国保加入者の中で高額所得者もいらっしゃると思うのですが。高額所得者がすべて限度額になった時にどの程度の値上がりということになるのか。限度額いっぱいと言うとどの程度の値上がりになるのか。中堅の所得者に比べてどうなのかという

ところについて明らかにしていただきたいなということ。それと今、総務部長のほうから一定のルールのもとに一般財源を投入する考え方というのが示されました。それについては評価をしていきたいという風には思いますけれども。これにつきましては、事前の委員会ということもありますので、我々としましても十分今後も、議案となってくる案件でございますので、十分みていきたいとは思っておりますが。ただ今のところについては、今日の資料のなかでの、参考までにお尋ねしておきたいなという風に思います。

植村健康推進課長。

健康推進
課長 まず、試算にあたりましての予定収納率につきましては94%で試算をいたしました。それから、高額所得者につきましてはですが、限度額につきましては、先ほども若干触れましたが、医療が現行56万円、支援分が12万円、介護分が9万円でございます。すべてを合わせますと77万円でございます。これが医療分が47万円に下がる予定だということですから、68万円に減るということです。限度額、現行でも改正後でも限度額という方の場合でありますと、約13%の引き上げということになります。

委員長 思ったとおり限度額いっぱいの方のほうが引き上げられる率は13%程度で、結局、中堅の所得者、それよりやや低いような所得者は20%を越えるような引き上げになるというような現状があるということとは指摘をしておきたいなという風には思います。それとですね、地方としての問題点としまして、先ほど課長の説明にありましたように、保険税ということで、保険料と税とで出てくる省庁違いますので、保険料であれば厚生労働省からの通知がもう出てるらしいんですが、うちは保険税です。この場合ですね、限度額の設定なんかも常に専決処分されてると。地方軽視のやり方になっているなど常々思っておりますが。更に今現在、審議をされているということで、きちっとした数字がこの説明のなかにもありましたように3番目、4番目につ

いては、現行この3月議会では示せないだろうということも言われております。これはほんとに国で制度を変えてきて、地方で十分議論もさせないまま専決処分をさせていくというようなね、やり方については、私は問題があると思っておりますので、またそういう点についても地方としても、やっぱり国へ声をあげていっていただきたいなど。十分地方で議論をする場を与えてもらえるようにしていただきたいなどというのが、前々から私は思っておりますので。町としてもそういう姿勢を是非持っていただきたいということ、要望しておきたいと思えます。

他に委員さんのほうでございせんか。

よろしいですか。

(な し)

委員長 以上で（４）につきまして説明を受けたということで終わっておきます。

次、（５）斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料５によりまして、要旨と新旧対照表によりましてご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

保育料につきましては、国の基準をもとに児童の年齢とその児童の属する世帯の所得に応じて定められた額を徴収することになっておりますが、当町の保育料につきましては、前年の国の徴収金基準額の15%を減額いたしまして、さらに階層区分も国の7階層を10階層に細分化しておりまして、保護者の軽減を図っているところでございます。

平成20年度のこの国の徴収金基準額表の階層区分の定義が、大幅

な税制改正がございましたことから、所得税の税率が変更されたという事に伴いまして、同じ所得であれば税率変更前後で同じ保育料となるように改正されたところでございます。

この改正に伴いまして、当町の保育料の国の基準を基にしておりますことから、当町の保育料の徴収基準額表の階層区分の定義を改正しまして、平成20年度から施行してまいりたいと考えておるものでございます。

まず、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。この表の右側が、旧と書いております部分が、現在の保育料徴収基準額表でございます。これは町の、斑鳩町立保育所保育料徴収基準額表でございます。この表の中で、児童の属する世帯の階層区分というのがございます。この階層区分の定義の部分でございまして、その部分のアンダーラインを引いている部分でございしますが、その部分の改正でございまして、その徴収基準額表にはその定義の部分とその右側に町の徴収金額、月額でございしますが、保育料を記載した表でございまして、

今回このアンダーラインの部分で改正されている部分でございまして、今日の部分で言いますと、第4階層の1、3万6千円未満の部分でございまして、それが2万円未満という形に改正されます。以下、アンダーラインを引いている部分につきまして、同じように改正されております。

この改正につきましては、この表だけを見ると、保育料が上がるといえるように見えるわけでございますが、19年度の所得税の税率が変更されておりますことから、同じ所得であれば同じ保育料となるようにその定義の部分でございまして、現行の保育料は全く増えない、現状のままということになりますことをご理解いただきたいと思っております。

また、この保育料の徴収基準額表の改正につきましては、保育所運営委員会を2月の14日に開催いたしまして、その改正についても保護者等委員さんにも説明いたしまして、ご理解いただく予定でございまして、報告をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがございましたらお受けいたしますが、いかがですか。

よろしいですか。

(な し)

委員長 そしたら、(5)につきましては、説明を受けたということで終わっておきたいと思えます。

次に、(6)斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進 それでは、斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

資料6の新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。

老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されましたことから、この条例による助成の除外規定となっております「老人保健法第25条第1項の規定により医療が行われる者」という部分につきまして、削除するものでございます。いわゆる文言を整理させていただくものでございます。

簡単ではございますが、斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあればお受けいたします。いかがですか。

(な し)

委員長 よろしいですか。はい、それでは（６）につきましては、一定の説明を受けたということで終わっておきます。

では、（７）斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご説明
課長 を申し上げます。

これにつきましても、資料７の新旧対照表をご覧いただきたいと思
います。

先程と同じように、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律
に改正されましたことから、この条例による助成の対象外規定にあり
ます第２条の「老人保健法第２５条第１項の規定により医療が行われ
る者」という文言を削除するものでございます。

また、第３条、助成の範囲でございますが、これにつきましても、
第１号の部分、「老人保健法の規定」とある部分につきましては、「高
齢者の医療の確保に関する法律による規定」という文言を整理をさせ
ていただくものでございます。裏面になりますが、さらにこの助成の
対象外となります部分に、新たに第３号といたしまして、入院時の生
活療養に係る標準負担額に相当する額いうものを設けております。

これにつきましては、療養病床に入院したときの食費・居住費に係
ります分で、平成２０年度４月診療から、これまで７０歳以上から適
用であったものが、６５歳以上適用という風に法律が変わりますこと
から、今回新たに設けさせていただいたというところでございます。

簡単ではございますが、斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正す
る条例についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあればお受
けいたします。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長

では、(7)についても、一定の説明を受けたということで終わっておきます。

続いて、(8)斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進
課長

斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部改正する条例についてご説明申し上げます。

資料8の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず、第2条の助成要件についてであります。

その内の、第1号、65歳未満と年齢制限があるものを今回省くものであります。また、それに伴いまして、65歳の定義を謳っております第3項を削除するものでございます。

これにつきましては、現在、65歳以上75歳未満の一定以上の障害のある方につきましては、健康保険に属したまま、現在、老人保健制度で医療を受けておられるというところでございますが、その老人保健制度が、後期高齢者医療制度へ移行することになりまして、この方達が後期高齢者医療制度へ移行するのか、あるいは後期高齢者に移行しないで、現在の加入健康保険にそのまま残るのかということにつきましては、本人の選択制となっております。

後期高齢者医療の自己負担についての助成ということについては、重度心身障害老人等医療費助成制度という別の制度がございまして、そこで助成を行うこととなりますが、後期高齢者に移行されない、後期高齢者医療制度に移行されない障害者の方に対しては、今回年齢制限を外さないと助成の対象にならないということがあることから、この年齢要件を撤廃しようとするものでございます。

また、第3条の助成の範囲の中で、助成対象外とする部分については、先程の老人医療費助成条例のところでもお話しましたように、65歳の年齢制限を撤廃することから、入院時の生活療養に係る標準負

担額に相当する額を新たに設けさせていただいたということでございます。

以上で、斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあればお受けいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 はい、ないようですので、(8)につきましても、一定の説明を受けたということで終わっておきます。

続いて、(9)斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

資料9の、これも新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

主な改正ですが、第7条、葬祭費を規定しているところでございますが、今回新たに第2項を設けるという改正でございます。この第2項につきましては、国民健康保険以外の他の健康保険や、後期高齢者医療制度から同一の死亡につきまして、同様の趣旨の給付があった場合、国民健康保険の葬祭費を支給しないという旨を規定するものでございます。第6条の出産育児一時金につきましては、既に同様の規定がございますが、今回、葬祭費について新たに設けさせていただくということでございます。

また、第8条の保健事業でございます。平成20年度から行います特定健康審査等につきまして、国民健康保険の保健事業として位置付けるということの改正でございます。また、旧の各号に掲げておりま

すそれぞれの保健事業につきましては、実際には地域保健法に基づく保健センターで行っておりまして、国民健康保険で保健事業を展開しておりますのは、人間ドック健診のみということがございますので、現状に合った形で文言を整理させていただいたということでございます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあればお受けしたいと思いますが。いかがでしょうか。

(な し)

委員長 よろしいですか。はい。(9)につきましても、一定の説明を受けたということで終わらせていただきます。

次、(10)斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料10をご覧くださいと思います。条例の最後のページ、要旨でございますが、介護保険料につきましては、平成17年度の税制改正の影響によりまして、住民税が非課税から課税となった介護保険料の上昇が大きい被保険者に対しまして、平成18年3月に斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例によりまして、介護保険料の激変緩和措置を実施しているところでございます。

この特別措置は、上昇の大きい被保険者の保険料を平成18年度と19年度の2年間で段階的に保険料を上げていきまして、平成20年度で本来の保険料を徴収するというところで、被保険者への影響を緩和しようというものでございました。

しかし、その激変緩和措置を講じているものの、保険料の上昇額が大きく、その影響を受けなかった被保険者との格差もまた広がるなど、平成20年度においてもこの激変緩和措置を継続できるよう、国の方が政令改正を行ったところでございます。

この政令改正では、平成20年度では、この激変緩和措置を継続する、またしないについては、保険者である市町村の判断とされておるところでございますが、町といたしましては、激変緩和措置を継続して、平成20年度も保険料を平成19年度と同額に据え置くということで、その特例措置を講じるための条例改正を今回行うものでございます。

なお、平成21年度以降の保険料につきましては、来年度、第4期事業計画策定、見直しという、今年度でございますが、その中で平成20年度以降の保険料をまた策定していくというところでございますが、その今回税制改正の影響を受けた階層の保険料も含めまして、新たに論議していただきまして、新しく料金を定めていかなければならないと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の程お願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあればお受けしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(な し)

委員長 はい。以上が、3月定例会の付議予定議案ということで、予め説明を受けました。

これらにつきましては、開会中の委員会で更に委員皆様にご審査の方お願いしていくということになりますが、よろしく願いしておき

たいと思います。

次に、3. 各課報告事項についてを議題とさせていただきます。

その1といたしまして、平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、報告を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明をさせていただきます。

資料11をご覧いただきたいと思います。

この資料では、上段に歳入総括表、下段に歳出総括表となっております。

まず、歳出予算の方からご説明いたします。

総務費、一般管理費でございます。先程、説明いたしました激変緩和措置の介護保険制度の改正を実施するのに必要な介護保険システムの改修費、246万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

また、基金積立金、介護保険給付費準備基金積立金におきまして、その利子であります9万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、上段の歳入予算についてでございます。国庫支出金、介護保険事業費補助金におきまして、介護保険制度の改正に伴う介護保険システムの改修事業に係る補助金59万3千円を受けるための増額補正でございます。また、財産収入、利子及び配当金におきまして、介護保険給付費準備基金の利子9万8千円を積み立てるための増額補正でございます。また、繰入金、その他一般会計繰入金におきまして、187万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

これにつきましては、先程説明しましたシステム改修費246万8千円、それに伴います国の補助金59万3千円の差額でございます。

以上の理由によりまして、規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ256万6千円を追加いたしまして、予算総額14億4,997万4千円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成19年度斑鳩町介護保険事業特

別会計補正予算（第3号）についてのご説明とさせていただきます。
よろしくご審議の程お願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。

いかがでしょうか。ございませんか。

（ な し ）

委員長 はい、ないようですので、次に、2点目といたしまして平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、理事者の報告を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進 それでは、平成19年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）のご説明をさせていただきます。

今回の補正の主な内容は、国民健康保険の自己負担金や国保税の激変緩和策に係りますシステム改修、国保情報データシステムの更新に係ります経費の補正をお願いすること。また、共同事業拠出金などの確定に伴います補正を行うこととございます。

それでは補正の内容について、資料の12に基づいてご説明申し上げます。

まず下段の歳出からご説明申し上げます。

第1款、総務費、第1項、一般管理費でございます。合計で553万3千円の増額補正でございますが、内、一般管理内部事務として546万円、財政調整基金への積立金として7万3千円をそれぞれ増額をお願いするものでございます。

それで、一般管理内部事務の内容でございますが、国民健康保険税等の激変緩和策に係るシステムの改修委託料でございますが、その内容は、70歳以上75歳未満の、平成20年4月以降の国民健康保険の一部負担金につきまして、法律では2割となっておりますものを1年

間に限り、1割にするというものでございます。

また、国民健康保険の世帯から後期高齢者医療制度に移行する者があり、国民健康保険が単身世帯になった場合、5年間、世帯別平等割を2分の1に軽減するという内容のもの。

さらに、国民健康保険税の軽減世帯につきまして、国民健康保険の世帯から後期高齢者医療制度に移行する者があり、世帯の被保険者数が減少したとしても、5年間は従前と同様の軽減措置が受けられるものなどございます。

また、国保情報データシステムの機能強化に係りますシステム変更に伴います国保連への負担金も含んでおります。国保の補助金や負担金の申請、各種統計報告を作成するための国保情報データベースにつきまして、制度改正や新しいシステムに対応するための更新に係る経費でございます。

財政調整基金への積立は、同基金の利子を積み立てるものでございます。

次に、第2款、共同事業拠出金でございますが、それぞれ高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金のそれぞれの額の確定に伴いまして388万円の増額と538万2千円の減額をお願いするものでございます。

次に歳入でございます。

第2款、国庫支出金であります。高額医療費共同事業負担金を増額いたしましたことから、国の負担であります。4分の1の97万円を歳入として増額をお願いするものです。

また、第4款の県支出金につきましても、同様の主旨で、県負担分の97万円を増額をお願いするものでございます。

第5款、共同事業交付金につきましては、歳出で、保険財政共同安定化事業の金額をお願いした分にあわせまして、同額の538万2千円を減額するものでございます。

第6款の財産収入につきましては、財政調整基金の利子でございます。

第7款の繰入金でございますが、一般会計から繰入するもので、まず、保険財政安定化基金繰入金と3段目の財政安定化支援事業繰入金につきましては、それぞれの額の確定によりまして、それぞれ、1,374万3千円の減額と118万6千円の増額をお願いするものです。

2段目の事務費の繰入金につきましては、歳出の、一般管理内部事務でご説明申し上げました経費の増額の分につきましては、繰入れをお願いするものでございます。

最後に第8款、諸収入につきましては、今ご説明いたしました歳入と歳出の差額、1,449万7千円がありまして、歳入歳出の補正額を同額にするために雑入として計上するものでございます。

合わせて歳入歳出共に、403万1千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがありましたら、お受けいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長

私、一点だけ確認させて下さい。

今までからずっと拘ってきてる件ですので、委員会の中できちっと聞いておきたいと思いますが、一般管理内部事務でシステム改修の件で546万円、これ一般会計から繰入れをするという風になっているんですが、国の制度を変えてきた場合の国の補助金、県が変えてきた場合の県の補助金、こういう所についてはね、やっぱりきちっと要求もし、そして一定出していただかないと町はとてもやっていけないと

いう、元々私の考えがございますので、これにつきましてはどのようなようになってますでしょうか。

健康推進
課長 今回、町の予算でも補正を上げさせていただきましたのは、この件につきまして、国の方で補正予算が通ったということで、これに関する国からの補助金はあります。ただ、今回その補助金として計上させていただけなかったのは、国の交付基準が定まっていないこと、また当然、交付基準が定まっておられませんから、交付限度額が定まらないということで、これについての詳細についての事務が来なかったことから、財政部局と相談いたしまして、今回、一般会計からの繰り入れという予算を組まさせていただきましたものでございます。

委員長 わかりました。また交付基準等が定まりましたら、どの程度、国から補助金が出てくるのかということをもっと私の方は知りたいと思いますので、ご報告をお願いします。

他にございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、3番目、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)について、理事者の報告を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)について、ご説明申し上げます。

資料の13をご覧くださいと思います。総括表でございます。

私の方から住民生活部に係ります補正予算の内容について、ご説明させていただきます。

まず、上段、下段とございまして、下段の歳出総括表をご覧くださいと思います。

第3款、民生費でございますが、社会福祉総務費についてです。国

民健康保険事業特別会計への繰出しで、664万6千円の増額であります。この内容につきましては、事務費に係る繰入れ546万円、及び財政安定化支援事業繰出金118万6千円でございます。

次に、老人福祉費についてでございます。後期高齢者医療制度において、被用者保険の被扶養者であった人の保険料について、平成20年度は、半年間徴収をせず、半年間を9割減額とするため、保険料徴収システムを改修する必要がございまして、その経費で315万円を増額するものでございます。

また、国民健康保険医療助成費につきまして、国民健康保険事業特別会計への繰出しで、保険基盤安定繰出金の確定に伴いまして、1,374万3千円を減額するものでございます。

次に、介護保険事業繰出費におきまして、介護保険制度の改正に伴います介護保険システムを改修する必要が生じることから、この改修費について、一般会計から介護保険事業への支援といたしまして、1,875万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、上段の歳入総括表をご覧いただきたいと思っております。

まず、第14款、国庫支出金であります。

民生費国庫負担金としまして、保険基盤安定繰出金の確定によりまして、保険基盤安定負担金が184万5千円減額するものであります。

また、民生費の国庫補助金として、高齢者医療制度円滑導入事業費補助金315万円を増額するものであります。これにつきましては、歳出の「後期高齢者内部事務」で支出する経費の補助金でありまして、全額補助が予定されているところでございます。

次に、第15款、県支出金であります。

民生費県負担金として、保険基盤安定繰出金の確定によりまして、保険基盤安定負担金を846万2千円減額するものでございます。

次に、最後でございますが、繰出明許費の補正でございます。第4款、衛生費、第2項、清掃費の衛生処理場の周辺対策事業におきまして、地元自治会内の調整に時間を要することから、本年度会計において予算の支出を見込めない事業がございまして、繰出明許費と

して、9,639千円を次年度へ繰越明許の予算措置をお願いさせていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、一般会計補正予算（第11号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の程、よろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがございましたら、お受けいたしますが。いかがでしょうか。 西谷委員。

西谷委員 繰越明許の衛生処理場周辺対策事業という、具体的にはどんな事業なんですか。

環境対策課長 衛生処理場の周辺対策事業といたしまして、幸前自治会から衛生処理場の継続に係ります平成19年度の要望事項で、幸前1丁目地内の農道整備事業がございまして、この事業につきまして、地元で現在調整いただいておりますけれども、調整に時間があるということで、これに対応するために次年度に繰越明許をさせていただきたいということでございます。以上でございます。

委員長 よろしいですか。はい。
他にございませんでしょうか。よろしいですか。
ないようですので、続きまして4点目の災害時に備えた実態調査についての、報告を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 災害時に備えた実態調査についての、ご説明をさせていただきます。
災害等の事前に備えまして、高齢者や障害者の方々の中で災害時に援護が必要な方を事前に把握しまして、災害時の支援体制を早急に整備し、災害が発生したとき、避難行動や安否確認を円滑に行うため、アンケート調査による「災害に備えた実態調査」を実施していましたが、その調査期間が、平成20年1月4日から2月8日とさせてい

ただいたものが現在終了致しましたので、その状況等を報告させていただきます。

アンケートの調査対象者でございます。まず障害者手帳の所持者の方が1,091人おられます。また要支援、要介護認定を受けられている方534人、また65歳以上の一人暮らしまたは高齢者だけの世帯の方が2,627人、合計4,252人の方に、調査表を郵送させていただきます。郵送での返送をお願いしたところでございます。

その返送状況であります。障害者手帳所持者で676人の方が(返送率62.0%)、また高齢者これは先ほどの介護認定も含めまして2,240人(返送率70.9%)の方が返送していただきまして、全体では2,916人、返送率、回収率としまして68.5%と今現在なっているところでございます。

今後の作業の日程であります。送り返していただきましたアンケート調査を基にいたしまして、要援護者リストを作成していこうと考えております。この要支援者リストにつきましては、災害対策本部とも連携、協力しながら、災害時に支援や安否確認などを行う際に自主防災組織や民生委員・児童委員などに情報を提供できるように整理してまいりたいと考えております。

また現在でございますが、このアンケートの整理を行いましてリスト作成作業の準備に取りかかっているところでございまして、できるだけ早く要援護者リストの作成を終えたいというふうに考えております。

以上、簡単ではございますが、災害時に備えた実態調査についてのご報告とさせていただきますのでよろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、お尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 要支援者リストが完成したら、その結果はどのような、例えば自治会ですと、どこら辺までそれを公開するのか、その辺はどうでしょう

か。

福祉課長 アンケート調査の中で、その情報の提供につきましてアンケートも入れております。その情報を提供してよいか、またそれはしたらだめかというアンケートも入れてございます。その中で提供してもよいという人につきましてはその情報等をできるだけ自主防災組織や、また民生委員さん、災害時に発生した時にその地元で要支援を必要な方を助けていただくために提供して参りたいと考えております。

それで小地域福祉会でありますとか、地域防災組織、そういうところを今考えているところでございます。当然今後、災害本部とまたその情報を提供していくことも十分論議しながら進めて参りたいと考えております。

吉野委員 先日の同じような調査をされた東京都のある地区の結果が新聞に載っておりまして、結果出たけどもなかなか、プライバシー保護という観点で、難しい状況だという話が新聞に載っておりましたが、斑鳩町の場合も、まあそれはどうなるかわかりませんが、是非人名に関してまた我々の地域にも特に老人がどんどん増えてきておりますので、有効な災害時の救助体制ができるような体制にさせていただくように、また我々も努力いたしますのでよろしくお願い致します。

委員長 他にございますか。
よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に進ませていただきます。

5点目と致しまして、ごみ収集業務の一部委託について、この報告を求めたいと思います。 乾環境対策課長。

環境対策
課長

ごみ収集業務の一部委託についてでございます。

前回の委員会で、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法」、この趣旨に基づきまして、有限会社清水環境開発から代替業務としてごみ収集業務を提供して欲しいとの要望が平成18年12月に提出されておりますことから、この要望を受けまして、平成20年4月から、今現在、町職員が収集しております家庭からのごみにつきまして、収集業務の一部を委託してまいりたいとの報告をさせていただきました。

その後、清水環境開発とも協議する中で、この内容につきまして検討してまいりましたので、ご報告させていただきます。

まず、公共下水道の整備に伴いまして、各家庭などが下水道に接続されましたことによりまして、清水環境開発におきまして浄化槽の点検あるいは清掃にかかります収入が年間約1,000万円減少しているという状況がございます。したがって、この経営が圧迫されている分に見合うごみ収集業務を提供してまいりたいと考えておるところでございます。

本年度、正規職員の退職に伴います欠員補充として4人の臨時のごみ収集作業員を雇用しております。この4人の臨時職員の人件費相当分が、清水環境開発の収入が減少しているという分と、見合うことから、来年度は、この臨時職員を雇用せずに、ごみ収集業務の一部を清水環境開発に委託して、清水環境開発の社員に収集を行っていただきたいと考えておるところでございます。

その内容でございますけれども、月曜日から金曜日までの毎日、これは祝日を含みます毎日なんです、午前8時から収集を始めていただきまして、ごみ収集が終了するまでの間、ごみを収集をしていただくということになりますが、月曜日と火曜日、それから木曜日、金曜日、これにつきましては、可燃ごみでございますので、この可燃ごみの収集を4コースございますが、この4コースの内、2コースを、それから第1水曜日から第4水曜日につきましては、ビン類・缶類、あるいはペットボトルの収集がございます。この収集コース5コースの

内、1コースを、それから第5水曜日につきましては、有害・危険なごみということになっておりますので、この収集のコース8コースの内、2コースのごみ収集を委託していきたいと考えております。

ごみの収集車につきましては、現在、町が所有しております燃えるごみの収集に使用するロータリー車、これを2台、それから故障の修理でありますとか車検の期間中の予備車としてパッカー車、これを1台、合計3台を「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第6条の規定によりまして、公益上の必要に基づきまして無償譲渡してまいりたいというふうに考えております。なお、ビン類・缶類、ペットボトル、有害・危険なごみ、これは今現在トラックで収集をしておりますが、これにつきましては清水環境開発の方で用意してもらおうということにしております。

委託契約の期間につきましては、平成20年度の1年間契約ということで、委託料につきましては、収集員の人件費とごみ収集車にかかります燃料代、修理代等の経費を含めまして、1,350万円で委託契約してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、平成21年度以降の委託の内容につきましては、これは公共下水道の接続の状況でありますとか、それに伴います業者の経営状況をみる中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

尚、4月から収集体制が若干変わるということでございますので、住民の方には時間が若干、収集時間が若干変わる可能性がありますので、その辺のところの周知も併せてさせていただきたいと考えているところでございます。以上で説明を終わらせていただきます、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがございましたら、お受けいたします。 西谷委員。

西谷委員 今の説明の中なんです、この下水道の整備に伴い一般廃棄物処理業務の合理化に関する特別措置法の中で、今の話ですと完全に合理化

事業計画を県の承認を得てやってるという前提でたぶん話されてるのかなと思うんですが、もしそうだとしたら、いつ頃にそしたら県にこういう合理化事業計画の承認をされたのか、まず教えて下さい。

環境対策
課長 この法律には合理化計画を策定してということで規定されておるわけですけども、この合理化計画につきましては、その業務の転換に伴います支援金あるいは、業務を廃止されるということに伴う補償金を支払う時には必ず合理化計画を策定しなければならないという風になっておりますけれども、この法律の趣旨に基づいて代替業務を提供する場合には、必ずしも合理化計画を策定する必要はないということから、合理化計画については策定はしておりませんが、業者の要望に応えていくということから業者との協議の中で決定をしていくということでございます。以上でございます。

西谷委員 いやあのね、そしたら今言われている特別措置法に基づいてっていう話にはならんのかなというのが一点と、それとこの中で著しい影響出るものを緩和するというこのなかでは、当然、先程、浄化槽の点検などで1,000万円の減やということを業者が言ってきた。その1,000万円の減を証明するものってのは、次の委員会で結構ですの出していただきたいのと、それとこれまでに、し尿の委託業務っていうのは、昭和何年から委託されて、年間いくらの委託料をずっと支払ってこられたのかっていうことと、それとこれまで当然下水道をこれからやっていく中では、これまでのし尿収集所帯の推移ありますね、いつ頃から汲み取り業務がどれぐらいであるいは合併浄化槽の部分、あるいは単独浄化槽っていう部分、数値は変わってると思うんですが、その辺の推移をちょっと教えていただきたい。次まで結構ですんで。それと、今、浄化槽の部分については2社でやられていると思うんですが、そしたら、この1,000万の、素朴に思うのは、1社でずーっとしてはって、競争相手がない中で1,000万減て言いはんねやったらまあ当然それは、いわゆる減になるけど、2社がい

てて、競争する中では当然新しく参入された方が仕事をとられて、その結果、例えば1,000万のうちの何百万か減ったって言ったらかの言うてる趣旨とはちょっと若干違うのではないかなと思いますんで、その辺も含めて次回まで結構ですんで、清水環境開発と新しいもう1社国見さんですか、その部分のどれぐらいの事業割合なんかっていうこともこれまでの推移も含めてちょっと出していただきたい。そうでないと検討のしようがありませんから。客観的な数字に基づいてせなあかんと思いますし。

それと、素朴に思うのは、この趣旨の中で言うたら、当然、将来下水道が出て行く中では、し尿処理の分については減ってくるというのは当然事業主としてはわかるわけですから、そしたら斑鳩町は平成3年から下水道事業についてやるということで、今現在でしたら17年経ってるわけですね。そしたら当然事業者としては減るということを前提に自分とこの会社潰さんとかうと思ったらそれなりの努力をされてるし、現に、こないだ陳情書も出される位、下水道事業についてもちゃんと事業者として、事業の転換を会社としてもやられてるわけですから、その辺も含めて、そしたらし尿処理以外に下水道が普及する中で事業をやられてる、ということは当然それで収益もあがってるはずですから、その辺の部分というのは、ここの合理化計画に基づいたら、詳細にそういう所を明示するという事になってるんですが、今の斑鳩町の中では全然そういう事も、合理化計画、事業計画も出さないままに業者と話し合いをして、もうこの4月からするんやとおっしゃるんですが、その辺のやっぱり業者の実態ですね、その辺もわかるような資料を次回までに出していただきたいと思います。

委員長 そうしましたら。 芳村副町長。

副町長 今、西谷委員のおっしゃることについては資料は提出しますが、この合特法による合理化計画につきましては、ご存知のようにですね、やはり、し尿処理業務をしているものが、下水道の普及によって、事

業の転換、廃止を余儀なくされるという実態が生じることは事実です。これも町としてですね、し尿処理の委託は3,300万円でやってます。ただしこれによっては、3,100万円に減らしていくということになってきますから、それには当然、し尿処理業務が減ってきたら、し尿の汲み取りは減るということで、町もその契約には、金額を下げていくということをやっていきたいと思います。ただ、今までいわゆるし尿を汲んでおられる業者は清水環境開発1社でございますから、浄化槽はこれは別ですよ、国見工業いますから。そういう業者が下水道の普及によってだんだん業務が減っていくということになったら、やっぱり会社の経営に大きな打撃を与えるということから、そういうものを助けていこうというのが合特法でございます。そういうことを理解してほしい。ただ、今もおっしゃるように、合特法の趣旨というのは、合理化計画、事業計画を策定して県の許可をもうらうということは確かに載ってますけども、一つは合理化計画にそうした県の許可を得なくても代替業務または交付金による業務ですね、これは別に合理化計画を立てないでも出来るという事で、ここにも解釈出てますので、そういう風な事にに基づきまして、町は合理化計画を立てずにですね、この代替業務を清水環境開発と契約していくと、こういうことでございますからその点理解をしてほしいなどこのように思います。

西谷委員　だから、そういう事が、実際に、住民にとったら、私も前回この話を初めて聞いて、えーってびっくりして、住民の方にも色々話をしたら、何でそんな事になんのという、これ素朴な疑問ですよ。だから住民にやっぱりわかりやすく、納得してもらおうような事をしようと思ったら、やっぱり具体的な数字とかいうことでしか、私は納得してもらえへんのちゃうかなと思うんですね。

それと、今、副町長が言われてるし尿処理の部分について、実際1社ですよ。ほんだからこれ1社でしか、何で1社なんかな。国見さんもいてはる中で、1社で国見にはさせないということで何か断ってるらしいですけども。そしたら実際自分が、その使用する立場に立って、

私も今回たまたま合併浄化槽ですから、自分とことについては悪いけどもう環境開発から国見さんに私は変えました。そんな陳情書を出さるような業者は困るからということでしたけど。よそにもそういう方は、逆にうちは合併浄化槽やったから良かったけど、例えば汲み取りの人でも気に入らんとという方がおられる。せやけど、その業者しかいてないと、全く競争原理が働かないというような形でもって、こうされてるといのはいかがなものか。サービス、同じ町民であって、こういう税金まで使ってこういうことすんねやったら、少なくとも競争原理働かせて、サービスのいい方へしようというのがこれ本来の姿やと思いますし、この前の下水道の指定業者の分については、それは独禁法にかかれへんねやという話でしたけども、明らかに今のされてる1社だけに固持するということも非常におかしいです。例えば、あえて言えば、こういう収集の業務を委託されて、今でも、私、選挙期間中に聞きましたけども、し尿収集の業務の方が選挙運動をされてるような実態を何件か聞きました。こういうことが今度はごみという形になってあがった時に、町がお金を出して、そしてその当然委託ですから、別に公務員でもありませんから何をしよう構わないということの中では、そんなんが果たしていいのかなということも含めて、もう少し私はこの分については、明確な数字を知りたいと思いますんで、是非とも、副町長の言われる主旨はわかりますが、住民の皆さんに納得してもらうためには、もっと詳細な数字を含めた中で、検討したいと思っていますんで、よろしくお願いします。

副町長

先程私は、汲み取りは清水環境開発に与えています。ただ浄化槽は清水環境開発と国見工業と、それで下水も普及によつては浄化槽もなくなりますからね、当然、国見さんもこういう事で要望されて申請されてくるだろうと、今のところは国見さんはそういう会社のですね、いわゆる事業による、その余儀なくされておるということではないのではないかとこのように解釈いたします。どちらにいたしましても、先程、臨時職員で雇っているから、うちはこれ正職員でやるとなると相

当、1,350万円で一応、これ議会は通るかどうかは別としても、1,350万円で契約しようと思ってるんです。これ正職員で4人でやったらこれ1,350万円どころやありませんからね。そういうこともやっぱり十分考えて。今臨時職員やから1,000万や言うてますけどね。これ実際言うたら正職員雇わなあかんわけです。そういうことを考えるならばですね、やっぱり代替業務を委託する程、町としてはより経費節減できると。こういうこと、給食の調理員の委託業務とよく似たものがございます。そういうことでもご理解願いたいと思います。

委員長

これにつきましては直接住民に関わる問題でもあり、また公共下水道が今後もどんどん工事続いていき、接続がふえていくなかでは、大変、今後、将来的に渡っても深く係わる問題であるということで、委員もご心配なさっておられます。次回の委員会までにこの汲み取りなどに関わるこの業者さんとの関係の中で、今委員がおっしゃられたような数字など分かる範囲、資料として提出をしていただきたいと思います。もしも出るのであれば契約書などについても、私もできたら契約書なども出していただきたいなど、これまでに交わしてる契約書があると思うんですけれども。そういったものも写しを資料として出していただけたらありがたいなというふうに思っております。

他に委員さんの方で何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(な し)

委員長

そうしましたら(5)について、終わらせていただきたいと思えます。

続きまして(6)住民課の窓口対応について、報告を求めたいと思います。 清水住民課長。

住民課長 住民課の窓口対応でございますねけども、3月より、住民課窓口におきまして、窓口が混雑することが予想されますので、受付に際しまして、番号札を渡して、交付の際のトラブルを防ぐために行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

窓口に置くのは、こういう札をお渡ししようと思っております。

(札を提示して説明)

住民課長 よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたい事がありましたら、お受けいたしますがいかがでしょうか。

よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして、(7) 行政組織の見直しについて、報告を求めます。 池田総務部長。

総務部長 それでは、資料14に基づきまして、ご説明をさせていただきます。少子高齢社会が急速に進むなかで、住民ニーズの多様化によりまして、行政需要が多岐にわたる状況であります。一方では、職員の削減に今日まで取り組んでまいりました。

このような状況に対応するため、組織のスリム化を行い、限られた職員をより効果的に配置を行う必要があります。

そうしたことから、住民の健康と福祉の向上をめざすとともに、自立するまちづくりを進めていくため、行政組織の見直しを行ってまいりたいと考えております。

また新たに、住民生活部に「健康対策課」を新設するとともに、現行の「健康推進課」の名称を「国保医療課」に変更してまいります。

さらには、より一層機動的で、効率的な組織をめざし、各係の統合を行ってまいります。

現行の17課(室)局46係の組織体制を、先程の「健康対策課」の新設により、1課増の18課(室)局に、また、係では、9係減の37係に改編してまいりたいと考えております。

なお、平成19年4月1日現在の係長職は30名となっております。また、本庁舎、保健センター、上下水道の一般職員数は132名となっております。

はじめに、課の新設につきましては先程申し上げましたように、住民生活部に「健康対策課」を新設してまいり、乳幼児から高齢者まで、すべての世代にわたります。保健センターの果たす役割は、年々増してきております。また、医療制度の改正によりまして、保健指導の強化が求められております。

さらには、介護保険制度の改正によりまして、要介護認定事務の増加が見込まれているところでもございます。

そうしたことから、「健康対策課」を新設し、斑鳩町総合保健福祉会館を拠点として、「保健計画係」「健康推進係」の2係を設けて、子育て及び健康づくり等のより一層の充実に努めてまいります。

次に、現行の「健康推進課」の名称を「国保医療課」に変更してまいります。

また、現行の「国民健康保険係」「国民年金係」を統合し「国保年金係」を新設するとともに、現行の福祉医療係の分掌事務に「後期高齢者に関する事務」を加え、「福祉高齢者医療係」に名称を変更してまいります。

なお後期高齢者に関する事務を住民生活部の分掌事務にすることにつきましては行政組織条例の一部改正をする予定でございます。

続きまして、係の統合でございます。

総務部では、総務課で、現行の「庶務文書係」「人事給与係」を統合し、「庶務人事給与係」を新設してまいります。

企画財政課では、現行の「管財係」を「政策企画調整係」に統合す

るとともに、現行の「文化振興係」「広報統計係」を統合し、「文化広報統計係」を新設してまいります。

税務課では、「固定資産税係」「町民税係」を統合し、「課税係」を新設してまいります。

次に、住民生活部では、福祉課で、現行の「高齢福祉係」「介護保険係」を統合し、「介護高齢福祉係」を新設をしてまいります。

都市建設部におきましては、建設課で、現行の「総務管理係」「住宅係」「交通安全対策係」を統合し、「総務管理係」を新設してまいります。

都市整備課では、「開発指導係」を「都市計画係」に統合するとともに、現行の「景観保全係」を「都市整備係」に統合するものでございます。

以上で、ご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがありましたら、お受けいたしますがいかがでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、この他に、理事者側から報告しておくことはございますか。 植村健康推進課長。

健康推進課長 先程、国民健康保険税の所で私ちょっと言わせてもらったことが間違っておりましたので訂正お願いしたいと思います。

高額な健康保険税でどれだけパーセンテージが上がるかというところでございますが、現在、限度額は医療で56万円、介護で9万円ですので合計しますと65万円。平成20年度以降は、医療47万円、支援分12万円、介護9万円ですと合計しますと68万円。すべての部分について限度額を超えられる場合には、65万円から68万円に引きあがるということで4.6%の増という事でございます。修正お願い

します。

委員長 分かりました。他に報告はございませんね。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項については、終らせていただきます。
続きまして、4. その他につきまして各委員のほうで質疑等がございましたらお受けいたしますがいかがでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 時間も経っています。建水の時に総務部長さんをお願いした例の各課のですね、各部のこの机にはこの人が座っているという、置いてもらいたいという話をしたんですが。今、私の方に住民さんから発言してくれと言われたから発言しました。だけど、あれはちょっとなんか難しいというような話で。やろうと思ったらあんなんなこと簡単にできるんじゃないかというもう一つ教えがありましてですね、それに対しては部長さんのほうから、電話で問い合わせがあった場合は、まず最初に何課の誰ですということを言ってもらうように、それはちゃんとお願いしますと。それから役場に来て対応する時もまず最初に役場の職員の方から、何々課の何々ですということを、普通の会社ではよくやってたんですけど、それをお願いしましたと、こういうことを言って納得してもらおうとしたんですけども、そのぐらい紙に書いて横の方にでも縦にでも置いてくれたらええんとちゃうのと言われてましてね。ぜひ朝礼などで、それを職員さんに徹底して、それが住民サービスの第一歩だと思うんですよ。誰と話したかわからなかった、まあちゃんと聞けばいいんですけども、名札をしみじみと見るのも見つらいし、お名前はなんですかと聞くのもね、それは住民から見たらそういうものなんです、役場っていうものが。行政体のなんていうか状況っていうのはね、そこらへんまたもう一つよろしく。

総務部長

あのね、展示することは簡単にできるんです。ただ、今吉野委員さんがおっしゃってる方がね、例えば、仮にですよ、税務課を例にとってまいります。税務課のカウンターは約7、8mございます。そのその一部に名札を置いておきます。例えば、立て札して置いておきます。それ見られた方はいいですけどね。こちらでお話して、あの人誰やったかな、いやあこ見てください、こんなんまたこの住民は怒られます。そんなん別にやぶさかと違いますねん。また、カウンターの下に貼る場合も考えられます。県庁なんかに行った場合は、ドアのところに貼っています。ただ、ドアがないですでしょ。カウンターの下に貼ったら、そんなんいつ貼って、わかるねと。そんなん住民知らん、町民2万8,000人知ってるのかと、必ずこれ言われます。そういう指摘があったときに私としては答弁しようがないんです。ですから、今やっていない。ただ、置くのは簡単です。いつでも置けます。ただ、必ずそう言ってこられます。字が小さい、ふり仮名ついてない、何て読むんや、字が読めないね。ですから、それでしたら、昨日もご答弁させていただいたように、自分の名前をお客さんにお知らせしてね、より親近感を持ってもらうほうがいいのでは。別に反対しているのと違います。いくらでも置かせていただきますけどね。そういうことがあるんです。置いたら必ず住民の方は、より不便さを感じられますので。そういうことがあるんです、心の中にね。それを理解していただきたいと思います。

吉野委員

それでしたら、そのように。

委員長

パソコンの関係やら、休暇をおとりになっている関係で違う席に座っておられたりとか、そういうケースもありますのでね。それだけでは十分でないだろうというふうに私も思いますので。住民の方に自分を明らかにしてご説明をしていただくというのを斑鳩町は基本としていただけるようにね。住民への説明責任を町としてもですが、個人としても説明責任を果たすという意味から、今後ご努力をお願いしてい

きたいというふうに思います。

ほかに何か。 木田委員。

木田委員 9月18日の委員会の最終のその他という事項の中でね、幸前地域においてサンヨー商事、今はこれ産業廃棄物の処理業者やと思いますけれど。それが事業を行っておるということでですね、最初の4月のときに、私そのときにおらなかったんですけど。4月のときにはですね、建築資材置き場ということで、地元の自治会に対してですね、同意書が欲しいということで来られたということで。その後、また説明があつて、有価物の置き場ということで、来られたんですけど。その後、11月にはですね、その現場を見てくれということで、その中で向こうの弁護士さんというんですか、その方とその社員が地元の見学に来られた人に対してですね、説明をされたなかで、その社員はその中で破碎の作業も行うということで、話をされたんですけど。弁護士もそのときには、わしはそんなこと一切聞いておらないというようなことで、物別れになって、それを見学してからですね、後でその自治会に対して説明を行うということも流れてしもたという経緯があるんですけども。斑鳩町としてはですね、どういうふうにそれを対応しようと思っておられるのかですね。私今回、幸前の旧村から離れた自治会長になったというのは、私、これ初めてなんですけれども。その中で私、引き受けるということになったんは、お寺さんとか神社とかを外していただいてということで、それやったらお受けしましょうということになったんですけども。その自治会の同意書が出ておるのか、出ておらないのか、それもわからないので。県の中でですね、これを調査するには、どの課に行ったらいいのかですね。なら町としてもこないしてはっきりと、こないしてあそこに置いて、こういうトランスとかですね、パソコン、クーラー、それとか電話の交換機とかを。初めのなにやったら、建築資材置き場やったらええやんかというような形から進んでいってると思いますねけど。それが、今現在、盛んに作業も行われているような状況の中でですね、これができんの

かどうか、そういうなにかがあるわけですね。だからそれ、自治会の前任の自治会長さんに聞いても、いやそんなんわしは同意書も出しておらないということですね。だから、周辺の地域の地権者というんですか、土地の所有者がもう同意すればそれも可能かどうかというそれらについてですね、私も一遍調査したいと思ってですね。それは、一番どこが県として関わっておるのかね。それについてお聞かせ願いたい。これも聞いてから、9月やから、今までだいぶなりますわな。だから、段々とそれがエスカレートして作業も行われておるような状況の中で、それはどこで調べたら一番納得いく答えが得られるんかね。そんなんがどんどんとエスカレートしていったらですね、地域の方も、そして水を利用する下流の農業をしておられる方についてもですね、その水を、なにもそれは公害を発生しておるとかいうような段階ではないと思うねけども。そういうことになれば、斑鳩町全域に関わってくると思うんでね。それをなんとかちゃんとした形にせないかんと思うので。それを調査すんのどこで調べたらいいんですかな。

副町長

この問題については、木田委員からご指摘をいただいております。そういうなかで、私、自治会長並びに山崎文男さんに来ていただいて、どうなっているのかということも何遍も聞いておるわけですね。山崎さんの曰くは、初め申請するときには同意をいただきたいと来たときの内容と、次に来たときの内容が全然違うねと、どっちがほんまやねとね説明に来いと、というようなことを言ったと。それがいっこうに来ないと。それやったら自治会のほうから説明願うように申し出られたらどうですかと。いわゆる住民パワーで持っていけばよくききますよと。業者がこう言うてもですね、そんなん関係ないと言われたらどうにもなりませんから。自治会から言ってくださいということで、山崎さんには言っているんですけどね。今のご指摘は、県のどこという関係ですから、どの課に行ったらいいかということにつきましては、うちとしても調べさせていただきますけれど、町の指導は、やはり自治会がそういうことで、色々自治会に対する不利益を被るならばですね、自治会

が先に動いていただいて、それに基づいて町が関係するならば町も動く、ということが一番ベターなやり方ではないかなと、このように思います。ただ、町が自治会の替わりに行くとなれば、向こうも弁護士がついていますから、それについてですね、言うと思いますから。それより住民パワーのほうでですね、持っていった程度、より業者には聞くのではないかと、それひとつお願いしたいんです。

木田委員 副町長はね、そう言うて言わはるけどね、やっぱり現実問題としてね、そこで許可もなしに今の現状ではやってるのと違いますの。何もそんな誰も同意書いるって言うてきてはったら、あそこで生コンの跡でそういう営業がでんのか、できへんのかというその点についてどうですか、それやったら。

副町長 同意を初めにもらいに来て、その後色々変わってくるとなれば、その内容ははっきりわかりませんがね。やっておるということについては、同意いるのかいないのか、うちも調べなければならぬですけどね、現実は今、同意もなしにやっていることは事実ですから。それに今も言われたように、その関係する県の担当課、それは一回聞いてみます。それで、同意いるのかいないのか、これもはっきりできます。ただ、廃棄物等の関係で同意いるのか、それとも都市計画上の問題で同意がいるのか、これもわかりませんがね。聞いていきます。ただ、町としても県に訊いておるのですけれど、なかなかうまく答えが言ってもらえない状態でございますから、もう一回さらに訊いてみたいと思います。

木田委員 今までもね、白石畑でもそないしてなんですか。そういう廃棄物というんですか、解体業者というんですか、なんかそれが来るといことになって、色んな古い自動車とか置いておられたといこと、それかて廃止になったとい経緯もあるしね。別段、段ボールとかそういうなもんを、古物というのですか、そういうなもんを扱うと

いうんなら別になんともないやけれども。あそこに置いてあるもん見たら、トランスとかコンピュータとかパソコンとか、そういうようなもんをそこで従業員が破碎するて言うてはるのに、弁護士がそんなこと聞いてないで内輪喧嘩みたいなことしてはるようなね、そんな業者に対して、わし信用ならんというふうに思うからね。これはもっと町としても積極的に携わっていかな、これあの秋葉川を通して富雄川へ放流するということではなしに、その国道下を通して高安西のあっちの方へ出ていった水路になるということやから、興留とか阿波とかあの辺の水路にもみな関係してくることになると思いますねや。だから、その点ももっと真剣に考えていただかなければね、それは後々になってなんか起こった場合には被害というんですか、そんなんが大変になるやろし、斑鳩町の農産物に対してもそんなとこにできたやつやったら誰も買わないように、だから、地産地消言うて、そんなみんな今までからきれいごとでそういうふう消費してもろてええて言うてはるけど、そういうふうな排水が流れ込んだりして、できたもんは誰も買わないようになるような心配もあるのでね。もっと真剣に、我々かてそうしてやっていかんないかんなど思ってるから、行政のほうももっと真剣にこれに対処してもらわないかんのと違うかなと、私はそういうふう思うねけどね。だから、私は受ける以上は絶対にわしの自治会長るときには、判を押しませんと、これははっきりと自治会の中でも言うてるから。だから、それは自分が納得できれば別でっせ。だけど、それと自治会の総意で、いやそんなん言わんと木田はん押してくれって皆がそういうふうなことになればそれは別やけど。それでない以上は今のこういうくるくると変化してくるような状況の中でね、私はそれは絶対押しませんと、いうふうにはっきりと言うてますので。それは町としてもですな、それに対しての調査というのですか、斑鳩町も顧問弁護士までちゃんと雇てはるわけですやんか。あろうとなかろうとその事案についてはですな、もっと真剣になって、相手が弁護士つけてはったかて、こっちも顧問弁護士いてはることやし、そんなときこそその弁護士を活用することが当たり前やないかなと、私はそ

ういうふうに思うのでね。だから、そういうことを今後活かしていただいでですね、もう9月からこないして大方5ヶ月にもなんのにまだそれに対してなんとも進んでいようなことで、どんどんどんどんと作業も進めてはる状況の中でね、もっと町も真剣にそれは、偶々私は自治会長を受けたということの中でですね、まだ一月にもなってませんけども、だからそういうことも、こちらが聞かんでも、ああそれやったら県のここへ行ってと、そんなん教えてくれる教えてくれへんは何ですやんか。それは色んな方法があって、情報公開とか色んな方法でやっぱりやっていくべきやないんかなと。だからそれは、住民の方がこうして何してほしいと言われたら、わしかてそういうふうには動かしてもらおうけどでんな、やっぱり行政のほうもそんだけ力を入れてやっていただきたいと、私はそういうふうに願いたいんですねけどね。

副町長

今度、自治会長ということで非常に気をつかっておられるということはよく理解できます。我々としても今までほっておいたんではないんです。それは確かに地元のほうにですね、言ったらどうかと、そういうことは指導はしています。けども、町がいっしょに言うたということはございません。今も言うておられるようにですね、県のどこが担当課か調べましてね、それについても自治会長といっしょにですね、行っていただければなお結構かと思えますけれど。うちのほうとしては、担当課をよく調べまして、自治会長のほうに連絡して、それやったらいっしょに行こうということで態勢を組んでみたいと思います。

委員長

そうしたら、許認可に関わる問題は県ですし、それらについての結果なども町としても知っていただくということが大事かなと。そして、地元、直接町が利害関係に絡むというのは難しいですが。やっぱり地元を力をお貸ししていただくことができると、情報提供できるというような状態はつくっていただけたらというふうに思いますので。

(「ちょっとよろしい。」の声あり)

委員長 はい。西谷委員。

西谷委員 今、利害関係やのうて。要は、木田委員の話だったら、都市計画法に基づいて、あこの用途地域の関係でそれが今可能なのかどうか。なら、旭光がもしそのなかで、昭和45年の新都計法の以前に元の旭光生コンの土地があったとしたら、法以前のもんだったらいけるのかどうか、その辺の部分と、それと後は産廃という形の処理になったときにそれができるのかどうか、こんなん法的にみたら、そんなん利害関係やのうて、行政として斑鳩町の町内の中でそういう土地利用の違反、あるいは産廃にもとづくような不安があったら、それは大和都市計画に基づいて県へも、町として県へ指導せえと働きかけんなん内容のものちゃうかなと思いますんで。私は、木田委員言わるようにもっと積極的にしてほしいと思います。

副町長 今も西谷委員おっしゃるように、私初めに言いましたように、廃棄物関係の担当課かそれとも都計の担当課か、こう言ったとおりの形の形でやっていくか、同意を指示したか調べなくてはならないわけでございまして。今も言われたように、もしも法律違反ならばですね、県に通報してやっていかなければならない、このように思います。

委員長 そうしたらそれは調査をしていただくということでお願いしておきたいと思います。

他に委員のほうでその他についてのご質疑などございませんでしょうか。 木田委員。

木田委員 あそこは調整区域でんでね、はっきりと。だからそれでね、できるかどうかということですね、初め話もってきはったんは旭光生コンのこの使用してた事務所を、言うたらそのまま使おうと思ったら同意してもらわないかんねと、そういうごまかし方みたいなんで来てはるわ

けですやん。だからそれを作業場みたいに、まあ事務所いうたって小さい何やったからね、それを建替えようとしたらやっぱり同意書いるわけですやん。そういうふうな方法で持ってきてるからね、やっぱりそれは町も何してもらわないかんと違うかなと。地元ばかりまかせらんやなしにね。そういうことがあるからわしは言うてることであってでんな、そんなんどっちゃでもええんやったらほっといたらええ話でっしゃろ、ほんま言うて。そうでっしゃろ。その辺のともも後になってでんな、後悔することのないようにね、町のほうでもちゃんと調べてもらいたいなということをお願いしてるわけですやん。ほいでまたこっちが行くべきところやったら自治会として行かんなんしね。その辺のどこですやんか。

委員長

再度、木田委員のほうから申し出がございましたので、調整区域の問題ということもございませし、調査のほうお願いしておきたいと思ひます。

ほかにないようでしたら終わらせていただきたいと思ひますがよろしいですか。

それでは、その他につきましてもこれをもって終了させていただきます。

以上をもちまして、本日の審査案件につきましては全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思ひますがご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたりまして、副町長のご挨拶をお受けします。

芳村副町長。

副町長

申し訳ございませんけれど、先ほど木田委員から総合福社会館の耐震の問題、これおっしゃってましたけれども、それについて県に聞きますと、いわゆるマグニチュード、これは地震の規模ですね、また震度、これは地震の揺れですね、これについてのきちっとしたなんぼということでは定まっていないと。今の段階では材料の強度の許容応力度について確認すると。一番目には、中規模な地震でどうかという設計をみると。次に、稀にみる大きな地震、大地震、この設計で2段階でみていくと。これを確認すると、こういうことを言っておりますので。昔のように震度何以上の設計ということでは最近はないと、こういうことでございます。ご理解願いたいと思います。

(副町長挨拶)

委員長

それでは以上をもちまして、厚生常任委員会を閉会させていただきます。皆様におかれましてはどうぞご苦労様でございました。

(午後12時47分 閉会)